昭27. 1.26.

官報

主要目次

省令
○麻薬取締法施行規則の一部改正　三七三頁
○医薬品配給規則の一部改正　三七三
告示
○無線局承認　三七三
○第二三浦丸無線局の周波数変更　三七三
○無線局免許　三七四
○熊本県阿蘇郡錦野村役場備付の戸籍の一部滅失　三七九
○割増金附第十五回佐賀中央定期預金の細目等　三七九
○酒類販売業者指定の告示の一部改正　三八一
○呉羽紡績健康保険組合の従たる事務所設置　三八一
○家畜伝染病予防施設費交付規程　三八一
○航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項　三八三
○高知駅前郵便局等改称　三八七
○即時通話区間及び準即時通話区間の件の一部改正　三八七
○横須賀都市計画久里浜臨港地帯土地区画整理の施行命令　三八七
公共企業体事項
○昭和二十七年において耕作するたばこの種類及び面積の公示の一部改正　三八八
○予土南線上仁淀・長者間等に自動車による運輸営業開始　三八九

省令

◉厚生省令第一号

麻薬取締法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月二十六日

厚生大臣　吉武　恵市

第一條に次の一号を加える。

十二　三―ヒドロオキシ―エヌ―メチルモルヒナン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉厚生省令第二号

医薬品配給規則（昭和二十二年厚生省令第三十号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月二十六日

厚生大臣　吉武　恵市

第三條第一項に次の但書を加える。

但し、第四項に規定する場合には、都道府県知事は、購入通帳の発給を要しない。

第三條第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第三條中第四項を第五項とし、第三項の次に第四項として次の一項を加える。

厚生大臣が経済安定本部総裁の承認を得て定める指定配給品については、前項の規定にかかわらず、地方販売業者は、当該都道府県に所在する取扱者に限り、購入通帳の引換えなしに、これを譲り渡すことができる。この場合においては、譲渡を受けた取扱者は、その氏名又は名称及び譲受数量を記載した文書を当該地方販売業者に渡さなければならない。

第七條第二項に次の但書を加える。

但し、第三條第四項に規定する場合においては、都道府県知事は地方販売業者に対して、同項の規定による文書に記載された数量を基礎として、これを定める。

第七條中第三項を第四項とし、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

前項但書に規定する場合において、都道府県知事が当該都道府県に登録されたすべての地方販売業者に対して定める購入可能数量の総額は、第十條の規定により、当該都道府県に割り当てられた配給割当数量を超えてはならない。

第七條第四項中「前項」を「第二項」に改める。

告示

◉電波監理委員会告示第二百四十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十六日　　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二一二一号			
二	承認を受けた者	国家公安委員会			
三	無線局の種別	陸上移動局			
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。			
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各基地局並びに愛知県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局			
六	通信事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項			
七	承認の有効期限	昭和二十七年五月三十一日			
八	設置場所	移動体の種別	自動車		
		移動範囲	愛知県内及びその周辺		
		常置場所	豊橋市中八町二四番地	東経一三七度二四分 北緯三四度四六分	
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力				
	とよはしいどう	F三	三一・六七Mc	水晶発振	リアクタンス管位相変調　二五W
十	空中線の型式及び構成	ホイップ			
十一	運用許容時間	常時			

◉電波監理委員会告示第二百四十一号

第二三浦丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十八日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十六日　　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一	免許の年月日及び番号	昭和二十五年六月一日　第一六二一号			
二	免許人の氏名	三浦忠次郎			
三	無線局の種別	船舶局			
四	無線局の目的	漁業に使用するため、海上移動業務を行う。			
五	通信の相手方	千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局			
六	通信事項	船舶の航行に関する事項、漁業通信			
七	免許の有効期限	昭和二十八年五月三十一日			
八	設置場所	第二三浦丸（主たる停泊港　銚子）			
九	呼出名称	にごうみうらまる			

郵便物認可
昭和二十五年三月三日　第三種郵便物

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　一、六二〇kc　A電波　水晶発振　終段陽極変調　二五W
　　一、九五〇kc　A電波
　　二、四四〇kc　A電波
　　二、六五〇kc　A電波
　　二、七八五kc　A電波

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百四十二号

第五清徳丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年四月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十六日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六四四号

二　免許人の氏名　鈴木徳治

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　第五清徳丸（主たる停泊港　千倉）

九　呼出符号及び呼出名称　JIMR　ごごうせいとくまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一　一、六二〇kc　A電波　水晶発振　七五W
A二　一、九五〇kc　A電波
A三　二、四四〇kc　A電波　終段抑制格子変調　三〇W
　　二、六五〇kc　A電波
　　二、七八五kc　A電波

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百四十三号

第十四大東丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年八月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十六日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年九月二十三日　第五〇〇四号

二　免許人の氏名　森口幸夫

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　唐津漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十年九月二十二日
　　但し、無線電信については無期限

八　設置場所　第十四大東丸（主たる停泊港　唐津）

九　呼出符号及び呼出名称　JGCR　だいじゅうしだいとうまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一　一、六二〇kc　A電波　水晶発振　七五W
A二　一、九五〇kc　A電波
A三　二、四四〇kc　A電波　終段抑制格子変調　三〇W
　　二、六五〇kc　A電波
　　二、七八五kc　A電波

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百四十四号

第五清徳丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年四月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十六日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六四四号

二　免許人の氏名　鈴木徳治

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　第五清徳丸（主たる停泊港　千倉）

九　呼出符号及び呼出名称　JIMR　ごごうせいとくまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一　一、六二〇kc　A電波　水晶発振　七五W
A二　一、九五〇kc　A電波
A三　二、四四〇kc　A電波　終段抑制格子変調　三〇W
　　二、六五〇kc　A電波
　　二、七八五kc　A電波

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百四十五号

いしかり無線局にレーダーの設備を、昭和二十六年七月十八日設置した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十六日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年七月五日　第一五八一号

二　承認を受けた者　海上保安庁

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局

六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項

七　承認の有効期限　昭和三十一年七月四日

八　設置場所　いしかり（主たる停泊港　東京）

九　呼出符号及び呼出名称　JCHG　いしかり

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　三七五kc　四二〇kc　四六〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五五〇kc　五七〇kc　六〇〇kc　六二〇kc　六五〇kc　六八〇kc　七〇〇kc　七二〇kc　七五〇kc　七八五kc　八〇〇kc　八二〇kc　八五〇kc　八八〇kc　九〇〇kc　九二〇kc　九五〇kc　九八〇kc　一、〇〇〇kc　一、〇二〇kc　一、〇四〇kc　一、〇六〇kc　一、〇八〇kc　一、一〇〇kc　一、一二〇kc　一、一四〇kc　一、一六〇kc　一、一八〇kc　一、二〇〇kc　一、二二〇kc　一、二四〇kc　一、二六〇kc　一、二八〇kc　一、三〇〇kc　一、三二〇kc　一、三四〇kc　一、三六〇kc　一、三八〇kc　一、四〇〇kc　一、四二〇kc　一、四四〇kc　一、四六〇kc　一、四八〇kc　一、五〇〇kc　一、五二〇kc　一、五四〇kc　一、五六〇kc　一、五八〇kc　一、六〇〇kc　一、六二〇kc　一、六四〇kc　一、六六〇kc　一、六八〇kc　一、七〇〇kc　一、七二〇kc　一、七四〇kc　一、七六〇kc　一、七八〇kc　一、八〇〇kc　一、八二〇kc　一、八四〇kc　一、八六〇kc　一、八八〇kc　一、九〇〇kc　一、九二〇kc　一、九四〇kc　一、九六〇kc　一、九八〇kc　二、〇〇〇kc　二、〇二〇kc　二、〇四〇kc　二、〇六〇kc　二、〇八〇kc　二、一〇〇kc　二、一二〇kc　二、一四〇kc　二、一六〇kc　二、一八〇kc　二、二〇〇kc　二、二二〇kc　二、二四〇kc　二、二六〇kc　二、二八〇kc　二、三〇〇kc　二、三二〇kc　二、三四〇kc　二、三六〇kc　二、三八〇kc　二、四〇〇kc　二、四二〇kc　二、四四〇kc　二、四六〇kc　二、四八〇kc　二、五〇〇kc　二、五二〇kc　二、五四〇kc　二、五六〇kc　二、五八〇kc　二、六〇〇kc　二、六二〇kc　二、六四〇kc　二、六六〇kc　二、六八〇kc　二、七〇〇kc　二、七二〇kc　二、七四〇kc　二、七六〇kc　二、七八〇kc　二、八〇〇kc　二、八二〇kc　二、八四〇kc　二、八六〇kc　二、八八〇kc　二、九〇〇kc　二、九二〇kc　二、九四〇kc　二、九六〇kc　二、九八〇kc　第一、第二装置　水晶発振　終段抑制格子変調　A一、A二　但し、一、五八〇kc、一、六二〇kcは五〇W　一二五W

A三　第二装置　終段抑制格子変調　A三　一〇kcは五〇W　三〇W

特殊設備　レーダー　P〇　九、三八三Mc　マグネトロン発振　八KW

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、回転反射鏡付電磁ホーン

十二　運用許容時間　常時

十三　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第二百四十六号

昭和二十六年電波監理委員会告示第三百九十九号新興丸無線局の免許人及び主たる停泊港は、昭和二十六年三月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月二十六日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

第二項中「商船管理委員会」を「関西汽船株式会社」に改める。

第八項中「（主たる停泊港　東京）」を「（主たる停泊港　大阪）」に改める。

◉電波監理委員会告示第二百四十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年一月二十六日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十二日　第一六一二号

二　免許人の名称　大洋漁業株式会社

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　海運事業又は水産事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、大洋漁業株式会社所属船舶局

六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十一日
　　但し、無線電信については無期限

八　設置場所　日新丸（主たる停泊港　東京）

九　呼出符号及び呼出名称　JCMC　につしんまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置　A一　三七五kc　四二〇kc　四六〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五五〇kc　五七〇kc　六〇〇kc　六二〇kc　六五〇kc　六八〇kc　七〇〇kc　七二〇kc　七五〇kc　七八五kc　八〇〇kc　八二〇kc　八五〇kc　八八〇kc　九〇〇kc　九二〇kc　九五〇kc　九八〇kc　一、〇〇〇kc　一、〇二〇kc　一、〇四〇kc　一、〇六〇kc　一、〇八〇kc　一、一〇〇kc　一、一二〇kc　一、一四〇kc　一、一六〇kc　一、一八〇kc　一、二〇〇kc　一、二二〇kc　一、二四〇kc　一、二六〇kc　一、二八〇kc　一、三〇〇kc　一、三二〇kc　一、三四〇kc　一、三六〇kc　一、三八〇kc　一、四〇〇kc　一、四二〇kc　一、四四〇kc　一、四六〇kc　一、四八〇kc　一、五〇〇kc　一、五二〇kc　一、五四〇kc　一、五六〇kc　一、五八〇kc　一、六〇〇kc　一、六二〇kc　一、六四〇kc　一、六六〇kc　一、六八〇kc　一、七〇〇kc　一、七二〇kc　一、七四〇kc　一、七六〇kc　一、七八〇kc　一、八〇〇kc　一、八二〇kc　一、八四〇kc　一、八六〇kc　一、八八〇kc　一、九〇〇kc　一、九二〇kc　一、九四〇kc　一、九六〇kc　一、九八〇kc　二、〇〇〇kc　二、〇二〇kc　二、〇四〇kc　二、〇六〇kc　二、〇八〇kc　二、一〇〇kc　二、一二〇kc　二、一四〇kc　二、一六〇kc　二、一八〇kc　二、二〇〇kc　二、二二〇kc　二、二四〇kc　二、二六〇kc　二、二八〇kc　二、三〇〇kc　二、三二〇kc　二、三四〇kc　二、三六〇kc　二、三八〇kc　二、四〇〇kc　二、四二〇kc　二、四四〇kc　二、四六〇kc　二、四八〇kc　二、五〇〇kc　二、五二〇kc　二、五四〇kc　二、五六〇kc　二、五八〇kc　二、六〇〇kc　二、六二〇kc　二、六四〇kc　二、六六〇kc　二、六八〇kc　二、七〇〇kc　二、七二〇kc　二、七四〇kc　二、七六〇kc　二、七八〇kc　二、八〇〇kc　二、八二〇kc　二、八四〇kc　二、八六〇kc　二、八八〇kc　二、九〇〇kc　二、九二〇kc　二、九四〇kc　二、九六〇kc　二、九八〇kc　水晶発振　A一　但し、六、六五〇kcは三〇W　五〇〇W

A二　終段抑制格子変調　A二　二〇〇W

補助装置　A三　三七五kc　四二〇kc　四六〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五五〇kc　五七〇kc　六〇〇kc　六二〇kc　六五〇kc　六八〇kc　七〇〇kc　七二〇kc　七五〇kc　七八五kc　八〇〇kc　八二〇kc　八五〇kc　八八〇kc　九〇〇kc　九二〇kc　九五〇kc　九八〇kc　一、〇〇〇kc　一、〇二〇kc　一、〇四〇kc　一、〇六〇kc　一、〇八〇kc　一、一〇〇kc　一、一二〇kc　一、一四〇kc　一、一六〇kc　一、一八〇kc　一、二〇〇kc　一、二二〇kc　一、二四〇kc　一、二六〇kc　一、二八〇kc　一、三〇〇kc　一、三二〇kc　一、三四〇kc　一、三六〇kc　一、三八〇kc　一、四〇〇kc　一、四二〇kc　一、四四〇kc　一、四六〇kc　一、四八〇kc　一、五〇〇kc　一、五二〇kc　一、五四〇kc　一、五六〇kc　一、五八〇kc　一、六〇〇kc　一、六二〇kc　一、六四〇kc　一、六六〇kc　一、六八〇kc　一、七〇〇kc　一、七二〇kc　一、七四〇kc　一、七六〇kc　一、七八〇kc　一、八〇〇kc　一、八二〇kc　一、八四〇kc　一、八六〇kc　一、八八〇kc　一、九〇〇kc　一、九二〇kc　一、九四〇kc　一、九六〇kc　一、九八〇kc　二、〇〇〇kc　二、〇二〇kc　二、〇四〇kc　二、〇六〇kc　二、〇八〇kc　二、一〇〇kc　二、一二〇kc　二、一四〇kc　二、一六〇kc　二、一八〇kc　二、二〇〇kc　二、二二〇kc　二、二四〇kc　二、二六〇kc　二、二八〇kc　二、三〇〇kc　二、三二〇kc　二、三四〇kc　二、三六〇kc　二、三八〇kc　二、四〇〇kc　二、四二〇kc　二、四四〇kc　二、四六〇kc　二、四八〇kc　二、五〇〇kc　二、五二〇kc　二、五四〇kc　二、五六〇kc　二、五八〇kc　二、六〇〇kc　二、六二〇kc　二、六四〇kc　二、六六〇kc　二、六八〇kc　二、七〇〇kc　二、七二〇kc　二、七四〇kc　二、七六〇kc　二、七八〇kc　二、八〇〇kc　二、八二〇kc　二、八四〇kc　二、八六〇kc　二、八八〇kc　二、九〇〇kc　二、九二〇kc　二、九四〇kc　二、九六〇kc　二、九八〇kc　水晶発振　A二　A一、A二　終段抑制格子変調　A三　但し、三四・五Mcは一〇W　五〇W

特殊設備　レーダー　P〇　九、三八五Mc　マグネトロン発振　特殊　五〇KW

無線方位測定機

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型、ブラウン、回転反射鏡付電磁ホーン

十二　運用許容時間　常時

十三　運用義務時間　常時

十四　その他　救命艇装置　呼出符号　JCMC—23　A二　五〇〇kc　水晶発振　終段遮蔽格子変調　五W　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第二百四十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年一月二十六日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年七月三十一日　第一五二一号

二　免許人の名称　大洋漁業株式会社

三　無線局の種別

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、大洋漁業株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　第十一文丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JABR
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
A一　A二、A二
三七五　四〇五　四〇五　五五五　五五五　五五五　八八五　八八五
kc　kc　kc　kc　kc　kc　kc　kc
水晶発振　A二　終段抑制格子変調　A一　但し、二五〇W　八、三二五kcは一〇〇W　A二　一〇〇W

補助装置
A一、A二
四〇五　四〇五　四二五　四六〇　四七五　五〇〇　五一五　五二〇　五二五
kc　kc　kc　kc　kc　kc　kc　kc　kc
水晶発振　A二　終段抑制格子変調　五〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百四十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月三日　第五一七六号
二　免許人の氏名　大井安吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二日
八　設置場所　室生丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JGIZ　おおいほうせいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一　A二、A二　三、七〇〇　五、九〇〇　五、九〇〇
kc　kc　kc
水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一　但し、三、七〇〇kc、五、五二〇kcは四〇W　A二、A三　二〇W

A一、A二　三、七〇〇　五、九〇〇　五、九〇〇
kc　kc　kc
水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一　五〇W　A二、A三　二五W

A三　一、九五五kc
空中線の型式及び構成　逆L型
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十八日　第七五七一号
二　免許人の氏名　倉本象二
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　八戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十七日
八　設置場所　第三長運丸(主たる停泊港　八戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JIPL　だいさんちょううんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　一、五〇〇　一、八〇〇　一、九〇〇　一、九五五
kc　kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　五〇W

A一　三、一〇〇　三、六二〇　三、九〇〇　三、九五五
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　一五〇W

A三　六、二〇〇　六、九〇〇　六、九五五
kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　三〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月六日　第七五七二号
二　免許人の氏名　吉田権右衛門
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月五日
八　設置場所　第八豊丸(主たる停泊港　気仙沼)
九　呼出符号及び呼出名称　JFAK　だいはちゆたかまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　一、五〇〇　一、八〇〇　一、九五五　一、九五五
kc　kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　五〇W

A一　三、一〇〇　三、六二〇　三、九〇〇　三、九五五
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　一五〇W

A三　六、二〇〇　六、九〇〇　六、九五五
kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　三〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十七日　第七五七〇号
二　免許人の氏名　比佐タマ
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十六日
八　設置場所　宝生丸(主たる停泊港　小名浜)
九　呼出名称　ひさほうしようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　一、六二〇kc　一、九五五kc　一、九五四kc
水晶発振　終段抑制格子変調　一五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十七日　第七五七一号
二　免許人の氏名　尾崎長蔵
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月四日
八　設置場所　第五長久丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JGHZ　だいごちょうきうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　五七〇　五七〇　五七〇　五七〇
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　A一　四〇W

A一、A二、A三　一、六二〇　一、九五五　一、九五五　一、九五五
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　A二、A三　二五W

A一　五、五二〇kc
水晶発振　終段抑制格子変調　一五〇W

A三　一、六二〇kc　一、九五五kc　一、九五四kc
水晶発振　終段抑制格子変調　一五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月二十二日　第一五七六号
二　免許人の氏名　田辺五郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月二十一日
八　設置場所　第一千勝丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　たなべいちごうちかつまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc
水晶発振　終段抑制格子変調　一五W

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十日　第七五七四号
二　免許人の氏名　片桐政市
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　気仙沼漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十九日

八　設置場所　第一権現丸(主たる停泊港　中の作)
九　呼出名称　だいいちごんげんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc
水晶発振　終段抑制格子変調　二五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十八日　第七五七一号
二　免許人の氏名　倉本象二
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　八戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十七日
八　設置場所　第三長運丸(主たる停泊港　八戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JIPL　だいさんちょううんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　五七〇　五八〇　五九〇　五九〇
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　A一　三〇W　A二、A三　一五〇W

A一　三、一〇〇　三、六二〇　三、九〇〇　三、九五五
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　A一　五〇W　A二、A三　二〇W

A三　六、二〇〇　六、九〇〇　六、九五五
kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　三〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月三十日　第五一七四号
二　免許人の氏名　松本氏之助
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十九日
八　設置場所　第三加宝丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出名称　だいさんかほうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　一、六二〇kc　一、九五五kc　一、九五四kc
水晶発振　終段抑制格子変調　三五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月三十日　第一七一四号
二　免許人の氏名　松本氏之助
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十九日
八　設置場所　第三加宝丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出名称　だいさんかほうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　一、六二〇kc　一、九五五kc　一、九五四kc
水晶発振　終段抑制格子変調　三五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月二十二日　第一五七六号
二　免許人の氏名　田辺五郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月二十一日
八　設置場所　第一千勝丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　たなべいちごうちかつまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc
水晶発振　終段抑制格子変調　一五W

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十八日　第七五七一号
二　免許人の氏名　倉本象二
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　八戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十七日
八　設置場所　第三長運丸(主たる停泊港　八戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JIPL　だいさんちょううんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　五七〇　五八〇　五九〇　五九〇
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　A一　三〇W　A二、A三　一五〇W

A一　三、一〇〇　三、六二〇　三、九〇〇　三、九五五
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　A一　五〇W　A二、A三　二〇W

A三　六、二〇〇　六、九〇〇　六、九五五
kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　三〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月六日　第七五七二号
二　免許人の氏名　吉田権右衛門
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月五日
八　設置場所　第八豊丸(主たる停泊港　気仙沼)
九　呼出符号及び呼出名称　JFAK　だいはちゆたかまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　一、五〇〇　一、八〇〇　一、九〇〇　一、九五五
kc　kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　五〇W

A一　三、一〇〇　三、六二〇　三、九〇〇　三、九五五
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　一五〇W

A三　六、二〇〇　六、九〇〇　六、九五五
kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　三〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十八日　第七五七一号
二　免許人の氏名　倉本象二
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　八戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十七日
八　設置場所　第三長運丸(主たる停泊港　八戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JIPL　だいさんちょううんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　五七〇　五八〇　五九〇　五九〇
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　A一　三〇W　A二、A三　一五〇W

A一　三、一〇〇　三、六二〇　三、九〇〇　三、九五五
kc　kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　A一　五〇W　A二、A三　二〇W

A三　六、二〇〇　六、九〇〇　六、九五五
kc　kc　kc
水晶発振　終段抑制格子変調　三〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年一月二十六日　第七五七〇号
二　免許人の氏名　比佐タマ
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十六日
八　設置場所　宝生丸(主たる停泊港　小名浜)
九　呼出名称　ひさほうしようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　一、六二〇kc　一、九五五kc　一、九五四kc
水晶発振　終段抑制格子変調　一五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百五十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月十四日　第一五一四号
二　免許人の名称　飯野海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、飯野海運株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　輝島丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JHVT
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置							
A一	A一、A二	三七五 kc	四〇〇 kc	四二五 kc	四六〇 kc	四六八 kc	五〇〇 kc
		第一装置 自励発振					
		第二装置 水晶発振					
	A二	三五〇W 但し、短波は一〇〇W					
		リップル変調					

補助装置							
A二		三七五 kc	四〇〇 kc	四二五 kc	四六〇 kc	四六八 kc	五〇〇 kc
		自励発振					
		四〇W					
		リップル変調					

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型、逆V型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間
十四　その他　救命艇　A二　五〇〇kc　主発振　リップル変調　三〇W

◉電波監理委員会告示第二百五十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一〇三三号
二　免許人の名称　極洋捕鯨株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、極洋捕鯨株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第十五富丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号及び呼出名称　JKXA　とうこうけうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四四〇 kc	二、五四五 kc	二、六五〇 kc	二、七八五 kc	水晶発振		
	六二〇 kc	四四〇 kc	五四五 kc	六五〇 kc	七八五 kc	終段抑制格子変調	一〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
◉電波監理委員会告示第二百五十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一六四九号
二　免許人の氏名　井上千代子
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月三十一日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第二井上丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　にごういのうえまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置							
A一	A一、A二	三七五 kc	四〇〇 kc	四二五 kc	四六〇 kc	四六八 kc	五〇〇 kc
		主発振					
		リップル変調					
	A二	一〇〇W					
		終段抑制格子変調					
	A三	三〇〇W					

補助装置							
A二		三七五 kc	四〇〇 kc	四二五 kc	四六〇 kc	四六八 kc	五〇〇 kc
		主発振					
		リップル変調					
	A二	一〇W					
		終段抑制格子変調					

十一　特殊設備　無線方位測定機　NMD一〇一型
十二　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十三　運用許容時間　常時
◉電波監理委員会告示第二百五十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一六四九号
二　免許人の氏名　井上千代子
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月三十一日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第二井上丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　にごういのうえまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四四〇 kc	二、五四五 kc	二、六五〇 kc	二、七八五 kc	水晶発振		
	六二〇 kc	四四〇 kc	五四五 kc	六五〇 kc	七八五 kc	終段抑制格子変調	一〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
◉電波監理委員会告示第二百六十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十八日　第一六四五号
二　免許人の氏名　伊藤喜兵衛
三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十七日
八　設置場所　第八手子后丸(主たる停泊港　波崎)
九　呼出名称　いとうはちこうてごさきまる

◉法務府告示第十五号

熊本県阿蘇郡錦野村役場備付の左記戸籍の一部は滅失した。

昭和二十七年一月二十六日　法務総裁　木村篤太郎

熊本県阿蘇郡錦野村大字外牧三百五十三番地　荒牧　伊熊
同阿蘇郡錦野村大字外牧三百五十四番地　荒牧　国男

◉大蔵省告示第百五十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、割増金附第十五回佐賀中央定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　割増金附第十五回佐賀中央定期預金
二　條件
　(イ)契約期間　六月
　(ロ)預入金額　一口千円
　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権三万個をもつて一組とし、各十五組につき次のとおりとする。
　但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	二〇、〇〇〇	一四
二等	三、〇〇〇	四五
三等	四〇〇	四五〇
四等	五〇〇	四五〇
五等	六〇〇	四五〇
六等	二、〇〇〇	四五〇
計	四五、〇〇〇	一、〇三五

◉大蔵省告示第百五十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、大垣共立銀行第十二回大額定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大垣共立銀行第十二回大額定期預金
二　條件
　(イ)契約期間　六月
　(ロ)預入金額　一口千円
　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月三十一日まで。
四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五〇、〇〇〇	三
二等	三、〇〇〇	二六
三等	三〇〇	三〇〇
四等	一〇〇	三、〇〇〇
五等	三〇	三〇、〇〇〇
六等	二〇	二〇六、六七〇
計		三〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十三日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十一日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。
　預金証書の印紙税

◉大蔵省告示第百五十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第四銀行第十七回ふくふく定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第四銀行第十七回ふくふく定期預金
二　條件
　(イ)契約期間　六月
　(ロ)預入金額　一口千円
　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月三十一日まで。
四　割増金

等級	割増金品	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇円	一
二等	一〇、〇〇〇円	一〇
三等	一、〇〇〇円	一〇〇
四等	一〇〇円	一、〇〇〇
五等	三〇円	一〇、〇〇〇
六等	一五円	一〇〇、〇〇〇
ふくふく幸運賞	毛布　一枚	一、〇〇〇
計		一〇〇、〇〇一

◉大蔵省告示第百五十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、大垣共立銀行第十二回大額定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大垣共立銀行第十二回大額定期預金
二　條件
　(イ)契約期間　六月
　(ロ)預入金額　一口千円
　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月三十一日まで。
四　割増金

等級	割増金品	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇円	一
二等	一〇、〇〇〇円	一〇
三等	一、〇〇〇円	一〇〇
四等	一〇〇円	一、〇〇〇
五等	三〇円	一〇、〇〇〇
六等	一五円	一〇〇、〇〇〇
ふくふく幸運賞	毛布　一枚	一、〇〇〇
計		一〇〇、〇〇一

◉大蔵省告示第百五十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第四銀行第十八回ふくふく定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第四銀行第十八回ふくふく定期預金
二　條件
　(イ)契約期間　六月
　(ロ)預入金額　一口千円
　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月三十一日まで。
四　割増金

等級	割増金品	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇円	一
二等	一〇、〇〇〇円	一〇
三等	一、〇〇〇円	一〇〇
四等	一〇〇円	一、〇〇〇
五等	三〇円	一〇、〇〇〇
六等	一五円	一〇〇、〇〇〇
ふくふく幸運賞	かわ製札入　一個	一、〇〇〇
計		一〇〇、〇〇一

◉大蔵省告示第百五十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第九回清銀割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第九回清銀割増定期預金
二　條件
　(イ)契約期間　六月
　(ロ)預入金額　一口千円
　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月三十一日まで。
四　割増金

等級	割増金品	当せんの数
幸運賞	一〇〇、〇〇〇円	二本
前後賞	五〇、〇〇〇	四

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四四〇 kc	二、五四五 kc	二、六五〇 kc	二、七八五 kc	水晶発振		
	六二〇 kc	四四〇 kc	五四五 kc	六五〇 kc	七八五 kc	終段抑制格子変調	二五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月二十二日まで。
四　割増金品
　鶴の組、亀の組とも
　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、ふくふく幸運賞は、重複当せんを認める。

鶴の組		
等級	割増金品	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇円	一
二等	一〇、〇〇〇円	一〇
三等	一、〇〇〇円	一〇〇
四等	一〇〇円	一、〇〇〇
五等	三〇円	一〇、〇〇〇
六等	一五円	一〇〇、〇〇〇
ふくふく幸運賞	毛布　一枚	一、〇〇〇
計		一〇〇、〇〇一

亀の組		
等級	割増金品	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇円	一
二等	一〇、〇〇〇円	一〇
三等	一、〇〇〇円	一〇〇
四等	一〇〇円	一、〇〇〇
五等	三〇円	一〇、〇〇〇
六等	一五円	一〇〇、〇〇〇
ふくふく幸運賞	かわ製札入　一個	一、〇〇〇
計		一〇〇、〇〇一

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十九日
六　割増金品の支拂開始期日　昭和二十七年四月七日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。
　預金証書の印紙税

◉大蔵省告示第百五十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第九回清銀割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第九回清銀割増定期預金
二　條件
　(イ)契約期間　六月
　(ロ)預入金額　一口千円
　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権四万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、幸運賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	一〇〇、〇〇〇円	二本
前後賞	五〇、〇〇〇	四

一等	一〇、〇〇〇	三八	
二等	一、〇〇〇	四、〇〇〇	
三等	一〇〇	四〇、〇〇〇	
四等	三〇	四〇、〇〇〇	
五等	一〇	三五五、五一六	
特別賞（定期預金証書一枚）	一、〇〇〇	四〇	
計		四〇〇、〇〇〇	

◉**大蔵省告示第百五十八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、横浜興信銀行第十五回満期定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　横浜興信銀行第十五回満期定期預金

二　条　件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月三十一日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	八
三等	一〇〇	二、〇〇〇
四等	五〇	二〇、〇〇〇
五等	二〇	一七七、九九〇
計		二〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十三日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第百五十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、第十七回北越銀行たから定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第十七回北越銀行たから定期預金

二　条　件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月三十一日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	八
三等	一〇〇	二、〇〇〇
四等	五〇	二〇、〇〇〇
五等	二〇	一七七、九九〇
計		二〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十三日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第百六十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、徳島相互銀行第四回えびす定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　徳島相互銀行第四回えびす定期預金

二　条　件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年三月三十一日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	一五〇、〇〇〇円	一本
特等	一〇、〇〇〇	一
一等	五、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	六
三等	一〇〇	一二
四等	五〇	三〇〇
五等	二〇	一、八〇〇
六等		六〇、〇〇〇
計		二〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第百六十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、旭相互銀行第九回福々定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　旭相互銀行第九回福々定期預金

二　条　件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同年二月二十九日まで。

四　割増金品

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、副賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金品	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	二本
一等	五〇、〇〇〇円	二
二等	一〇、〇〇〇円	二
三等	五、〇〇〇円	四
四等	一、〇〇〇円	二〇
五等	五〇〇円	一〇〇
六等	一〇〇円	一、〇〇〇
七等	三五円	六、〇〇〇
八等	二〇円	一九二、六七〇
副賞	ふろしき　一枚	一、〇〇〇
計		二〇一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月八日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十八日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第百六十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、第四銀行第六回さかえ積金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第四銀行第六回さかえ積金

二　条　件

㈠　預金の種類　定期積金

㈡　契約期間　一年

㈢　給付金額　一口六千円

㈣　掛金の金額及び回数　五百円　十二回

㈤　抽せん権

抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月一日から同月二十九日まで。

四　割増金

抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠　第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	五
二等	五〇〇	五
三等	五〇	五〇〇
計		五五六

㈡　第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	一〇
二等	五〇〇	五〇
三等	一〇〇	五〇〇
四等	六〇	四、四三九
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　第一回抽せん　昭和二十七年七月二十六日

第二回抽せん　昭和二十八年一月二十四日

六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後七日を経過した日

◉**国税庁告示第一号**

酒類販売業者指定の告示（昭和二十四年七月国税庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月二十六日

国税庁長官　高橋　衞

第四十一号中「栃木県宇都宮市上河原町五百六十八番地」を「栃木県宇都宮市塙田町二百七十七番地の一」に改める。

◉**厚生省告示第十一号**

呉羽紡績健康保険組合は、昭和二十七年一月一日次の場所に従たる事務所を設置した。

昭和二十七年一月二十六日

厚生大臣　吉武　恵市

新潟県長岡市蔵王町五百八十番地

三重県鈴鹿市東玉垣町字天王山千百番地

◉**厚生省告示第十二号**

昭和二十七年一月一日次の健康保険組合の設立を認可した。

昭和二十七年一月二十六日

厚生大臣　吉武　恵市

組合の名称　興国人絹パルプ健康保険組合

事務所の所在地　東京都中央区日本橋

主たる事務所　茅場町二丁目十三番地

従たる事務所　富山県富山市中島十六番地

熊本県八代市横手町九百七番地

組合の設立されている事業所の名称及び所在地

興国人絹パルプ株式会社本社　東京都中央区

〃　富山工場　富山県富山市

〃　八代工場　熊本県八代市

〃　富士工場　静岡県吉原市

◉**厚生省告示第十三号**

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四条第三項の規定に基く区域を次のように指定する。

昭和二十七年一月二十六日

厚生大臣　吉武　恵市

埼玉県　南埼玉郡久喜町

南埼玉郡清久村

◉**厚生省告示第十四号**

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）（第十八条第二号の規定による講習会として昭和二十六年一月九日次のものを指定した。

昭和二十七年一月二十六日

厚生大臣　吉武　恵市

一、名　称　昭和二十六年十二月組合の設立認可申請書提出期限

一、主　催　山梨県社会福祉協議会

一、期　間　昭和二十六年十二月から同二十七年二月まで

◉**厚生省告示第十五号**

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八条第二号の規定による講習会として昭和二十六年一月九日次のものを指定した。

昭和二十七年一月二十六日

厚生大臣　吉武　恵市

一、名　称　北海道社会福祉主事資格認定講習会

一、主　催　北海道

一、期　間　昭和二十六年十一月から同二十七年一月まで

◉**厚生省告示第十六号**

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八条第二号の規定による講習会として昭和二十六年一月九日次のものを指定した。

昭和二十七年一月二十六日

厚生大臣　吉武　恵市

一、名　称　山形県社会福祉主事資格認定講習会

一、主　催　山形県

一、期　間　昭和二十七年一月から同年四月まで

◉**厚生省告示第十七号**

医薬品配給規則（昭和二十二年十一月厚生省令第三十号）第三条第四項の規定による指定配給品として次の品目を指定する。

昭和二十七年一月二十六日

厚生大臣　吉武　恵市

ストレプトマイシン

ジヒドロストレプトマイシン

◉**農林省告示第三十三号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に基き、家畜伝染病予防施設費交付規程を次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日

農林大臣　広川　弘禪

家畜伝染病予防施設費交付規程

（適用の範囲）

第一条　農林大臣は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第五十八條から第六十條までの規定に基き、この規程の定めるところにより、左の表の上欄に掲げる手当又は費用（左の表の第三号から第八号までに掲げる費用のうち結核病の検査に関するものを除く。）をそれぞれ相当下欄に掲げる者に交付する。

種類	交付を受ける者
一　法第五十八條第一項の手当金	法第五十八條第一項各号に掲げる動物又は物品の所有者（法第十七條の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつた時における当該家畜の所有者）
二　法第五十九條の焼却又は埋却に要した費用	法第二十條第一項又は同法第二十三條第一項の規定により焼却し、又は埋却した家畜の死体又は物品の所有者
三　法第六十條第一号の家畜防疫員の旅費	都道府県
四　法第六十一條第二号の評価人の手当及び旅費	都道府県
五　法第六十條第三号の雇い入れた獣医師に対する手当	都道府県

六	法第六十條第四号の牛疫血清の購入費又は製造費	都道府県	
七	法第六十條第五号の牛疫血清以外の動物用生物学的製剤の購入費又は製造費	都道府県	
八	法第六十條第六号の農林大臣の指定する薬品の購入費	都道府県	

（手当金等の交付申請）

第二條　前條の表の第二号の手当金又は同表第二号の費用の交付を受けようとする者は、申請書（別記様式）を都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、第一号の手当金の交付を受けようとする場合にあつては、都道府県知事の意見具申書を、第二号の費用の交付を受けようとする場合にあつては都道府県知事の撲却又は埋却に関する証明書を添えなければならない。

（都道府県の費用の申請）

第三條　都道府県は、左の表の上欄に掲げる費用の交付を受けようとするときは、申請書にそれぞれ同表の相当中欄に掲げる書類を添えて、これを農林大臣に提出しなければならない。

種類	添付書類	備考
第一條の表の第三号、第五号又は第八号の費用	事業計画書 收支予算書 その他農林大臣が必要と認める書類	予算交付
第一條の表の第四号、第六号又は第七号の費用	事業実績明細書 收支精算書 その他農林大臣が必要と認める書類	精算交付

（農林大臣の指示）

第四條　農林大臣は、第一條の表の費用を交付した都道府県に対し、当該費用の使用に関して必要な指示をすることができる。

（費用の流用の禁止）

第五條　都道府県は、その交付を受けた第一條の表の費用を相互に又は他の経費に流用してはならない。但し、農林大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

（計画変更の届出義務）

第六條　都道府県は、第二條の表の費用の交付を受けた場合においてその事業計画に重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。

（事業成績書の提出義務）

第七條　第一條の表の第三号、第五号又は第八号に掲げる費用の交付を受けた都道府県は、事業成績書及び收支決算書をその交付を受けた翌年度の六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

（提出すべき書類の部数）

第八條　第二條、第三條又は前條の規定により農林大臣に提出する書類は、正副三部とする。

（返還命令等）

第九條　第一條の表の費用の交付を受けた都道府県が、左の各号の一に該当する場合には、農林大臣は、その部分については、当該都道府県に対し、その費用の全部又は一部を交付せず、又はその返還を命ずることがある。

この規則に違反したとき。

二　第四條の指示に違反したとき。

三　事業の施行方法が不適当と認められるとき。

四　支出額が予算額に較べて減少したとき。

附　則

1　家畜伝染病予防施設補助金交付規程（昭和二十五年農林省告示第二百十四号、以下「旧規程」という。）は、廃止する。

2　昭和二十七年三月三十一日までに交付する家畜防疫職員に対する旅費及びこの告示の施行前に交付した家畜伝染病予防施設に要する都道府県の経費については、前項の規定にかかわらずなお従前の例による。

3　国の負担金及び補助金交付規則（昭和二十四年農林省令第四十一号）及び旧規程に基いて提出された申請書及びその添附書類（前項の旅費及び経費に係る申請書及びその添附書類を除く。）は、この規程に基いて提出されたものとみなす。

別記様式

殺（死亡）家畜手当金交付申請書
燒却（埋却）物品

一金　　円也

記

評価番号	病名	家畜の種類又は物品名	評価月日 殺（死亡）又は燒却（埋却）月日	手当額	備考
				円	
計					

右の通り家畜伝染病予防法第五十八條第一項の規定による手当金の交付を受けたいので申請します。

昭和　年　月　日

住所
氏名（代理人の場合は何某外何名代理人氏名）㊞

燒却（埋却）費申請書

一金　　円也

記

評価又は整理番号（評価番号）	家畜の種類又は物品名	病名	燒却（埋却）月日	申請額	備考
				円	
小計					
（整理番号）					
小計					
計					

右の通り家畜伝染病予防法第五十八條第一項の規定による手当金の交付を受けたいので申請します。

昭和　年　月　日

住所
氏名（代理人の場合は何某外何名代理人氏名）㊞

農林大臣　殿

註　手当金又は費用の申請を他人に委任する場合には、手当金又は費用の申請書に左の委任状を添えること。

委任状

收入印紙
㊞

今般　県（都道府）　郡（市区）　村（町）　番地何某を代理人と定め、家畜伝染病予防法第五十八條第一項（第五十九條）の規定による手当金（費用）の申請及び受領に関する一切の権限を委任する。

昭和　年　月　日

県　郡　村　番地　何某　㊞

◎海上保安庁告示（航）第四号

航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項を次のように告示する。

昭和二十七年一月二十六日

海上保安庁長官　柳沢　米吉

（68頁 ..... 91頁）

○27年68頁（一時関係）

北海道南岸―釜谷港　移動標識

記事　鵜川防波堤（名称図載してない）の北端附近に円台形導標が設置してある。

位置　設置鵜舞西中央船だまり防波堤燈台（以後光）から 18½° 610m 42° 21.0′ N., 140° 59.1′ E.（概位）

摘要　設置してない円台形導標、上部に白塗鉄板製標識が掲出してある。

設置期間　昭和27年3月末日まで

海図　14

出所　第1管区海上保安本部

◎27年69頁

北海道南岸―函館港　移動船舶設定

記事　第5区および第6区を検疫錨地に指定した。

区域　(1)第5区　41° 48.2′ N., 140° 41.2′ E.（概位）

(2)第6区　41° 46.7′ N., 140° 41.5′ E.（概位）

注意　海図上、上記各区域内に「検疫錨地」を各記載する。

海図　6

諸類　十誌 104. 43 ページ

出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号

◎27年70頁

本州北西岸―鮮鴻港　検疫錨地設定

記事　牛滅瀉北北西方および戸島甫方の下記2区域内海面を検疫錨地に指定した。

区域　(1)牛滅瀉北北西方

牛滅瀉の真南東方約200mの△(77)から 317½° 555mの地点を中心とする半径 200mの円内海面

35° 30.9′ N., 135° 20.7′ E.（概位）

(2)戸島甫方

戸島頭・(101)から 197° 620mの地点を中心とする半径 200mの円内海面

35° 29.3′ N., 135° 20.5′ E.（概位）

注意　海図上、上記2区域を断線にて記載し、両区域内に「検疫錨地」を各記載する。

海図　1167―1166

諸類　十誌 102. 97 ページ

出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号

○27年71頁（一時関係）*

本州北西岸―敦賀港および附近　航路障害物引揚作業区域変更

26年970頁で告示した敦賀港および附近の撲滅物引揚作業の区域は下記の通り変更した。

下記(ハ)および(ヘ)の各2地点を結んだ線ならびに陸岸により囲まれる区域内海面

(ハ)　立石埼燈台　35° 45.5′ N., 136° 01.3′ E.（概位）

(ヘ)　(ハ)の北東方約4.4Mの「アヾヒ山」△(400)　35° 48.8′ N., 136° 05.4′ E.（概位）

(ト)　敦賀港突堤燈台（明暗白光）　35° 39.0′ N., 136° 03.9′ E.（概位）

(チ)　(ハ)から 268° 1,670m（岸線上）　160（敦賀南）―1164

摘要　敦賀港突堤燈台は昭和26年12月28日盛質を不動白光に一時変更の上復旧した。

位置　北防波堤外端　36° 49.0′ N., 137° 23.7′ E.（概位）

(ヌ)　東北防波堤西燈台（閃緑光）　35° 39.8′ N., 139° 40.0′ E.（概位）

(ル)　(ヌ)から 0° 約2,800m 港界線と交わる地点

(ヲ)　東北防波堤東燈台（閃白光）　(ヌ)から 50° 約2,110m 港界線と交わる地点

注意　海図上、上記(ル)および(ヲ)の右2地点間を結ぶ線にて記載し、上記区域内に「検疫錨地」を記載する。

海図　1083―1081

諸類　十誌 101. 30 ページ

出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号

◎27年75頁

本州南岸―清水港および附近　検疫錨地設定

記事　港口南側の真南附近の下記区域内海面を検疫錨地に指定した。

区域　下記4地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(イ)　真南位置標注から 355° 47′ m　35° 01.0′ N., 138° 31.1′ E.（概位）

(ロ)　(イ)から 323° 600m

(ハ)　(ロ)から 53° 800m

(ニ)　(ハ)から 143° 600m

注意　海図上、上記区域を断線にて記載し、同区域内に「検疫錨地」を記載する。

海図　89（分図共）

誌類　†誌101. 83ページ
出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号
●27年76項
本州南岸　三河湾口——日間賀島東北東方　立標存在
記事　日間賀島の東北東方約0.5Mの大磯礁上に「大磯立標」が設置してある。
位置　日間賀島△(図)から55½°　1,670m
34° 42.6′ N.,　137° 01.4′ E.（概位）
細目　構造　塗装してない円形コンクリート造、礎上高3.0m●標高平均水面上2.6m●愛知県日間賀島村立
注意　海図上、上記位置に○符を記載し、"Bn."を附記する。
海図　1054—70
誌類　†誌101. 117ページ—†誌411. 2011番(挿入)
出所　燈台部
○27年77項(一時関係)*
大阪港——第2区　岩壁係留禁止解除
記事　鉄道さんばし（名称図載してない）は復旧工事完成に伴い昭和27年1月1日一般船舶の係留禁止を解除した。
位置　34° 39.3′ N.,　135° 25.6′ E.（概位）
岩壁番号　19
海図　123
前告示　誌103. 68ページ関係の25年734項(ニ)の上記関係記事(削除)
出所　大阪港長
●27年78項
内海　備後灘北側——福山港　燈柱設置
記事　福山入江の入口北側に昭和26年12月17日「福山港燈柱」を設置した。

位置　箕島△(129)から353½°　4,200m
34° 28.7′ N.,　133° 24.6′ E.（概位）
略記　F. R. 31m. 12M.(U)
細目　燈質　不動紅光●燈高　平均水面上31.0m●光達　12M●燭光数　240●明弧全度●構造　塗装してない木柱、礎上高4.9m●無看守●福山市立
海図　153—100A—100B
誌類　†誌103. 175ページ—†誌411. 548.7番(挿入)
出所　燈台部
○27年79項(一時関係)
内海　大下瀬戸——中ノ鼻　燈台光達等変更
記事　「中ノ鼻」燈台は昭和26年12月24日光達を8Mに一時変更した。
位置　大崎上島南東端の「中ノ鼻」上
34° 12.7′ N.,　132° 55.4′ E.（概位）
略記　Occ. W. R. ev. 5 sec. 45m. 8M.(U)
細目　光達　8M●燭光数　100●その他従前通り
海図　103—104—163—141
誌類　誌411. 580番
出所　燈台部
●27年80項
内海　広島湾——呉港および附近　検疫錨地設定
記事　呉港口の小麗女島南方の下記区域内海面を検疫錨地に指定した。
区域　下記3地点を結んだ線により囲まれる区域内海面
(イ)　小麗女島燈台から270⅔°　687m(広島湾第12号燈浮標)
34° 14.2′ N.,　132° 30.9′ E.（概位）
(ロ)　(イ)から180°　1,790m
(ハ)　(ロ)から90°　2,150m（岸線上）

注意　海図上、上記区域を断線にて記載し、同区域内に「検疫錨地」を記載する。
海図　1109—1110—1105
誌類　†誌103. 230ページ
出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号
●27年81項
内海　広島港——第2区　検疫錨地設定
記事　「似ノ島」と皿島との間の下記区域内海面を検疫錨地に指定した。
区域　下記(イ)(ロ)の2地点を結んだ線および(ハ)(ニ)間の港界線(断線)ならびに陸岸により囲まれる区域内海面
(イ)「似ノ島」北部の安芸小富士△(278)
34° 19.0′ N.,　132° 26.6′ E.（概位）
(ロ)皿島頂・(129)
(ハ)皿島南東端
(ニ)「似ノ島」南東端の「外方ノ鼻」
注意　海図上、上記(イ)(ロ)の2地点間を断線にて記載し、上記区域内に「検疫錨地」を記載する。
海図　1105
誌類　†誌103. 231ページ
出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号
●27年82項
内海——徳山下松港および附近　検疫錨地設定
記事　黒髪島東方および笠戸島北東方の下記2区域内海面を検疫錨地に指定した。
区域　(1)黒髪島東方
下記3地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
(イ)　黒髪島頂・(313)
34° 01.6′ N.,　131° 44.3′ E.（概位）
(ロ)　蛇島△(76)
(ハ)　(ロ)から236¾°　3,100m
(ニ)　(ハ)から270°　2,360m（岸線上）

(2)笠戸島北東方
下記(ニ)(ヘ)の2地点を結んだ線および港界線(断線)ならびに陸岸により囲まれる区域内海面
(ニ)　笠戸島北東部の△(229)から98°　1,670mの鎌石岬上
33° 58.0′ N.,　131° 52.8′ E.（概位）
(ホ)　茶臼山△(349)
(ヘ)　丸山頂・(30)
注意　海図上、上記2区域を断線にて記載し、同区域内に「検疫錨地」を各記載する。
海図　(1)1106—126
誌類　†誌103. 291ページ
出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号
○27年83項(一時関係)*
内海　周防灘—宇部岬南南東方　目標移設
記事　26年44項で移設の旨告示した宇部岬の南南東方約1.6Mの試錐用やぐらは同位置の北方約1.5Mに更に移設した。
位置　宇部岬の東北東方約1.5Mの鍋島頂(9₈)中央から243⅔°　1,950m
33° 55.5′ N.,　131° 16.6′ E.（概位）
標識　上記やぐらに昼間は紅旗を掲揚し、夜間は紅燈（2個）を点ずる。
期間　昭和26年12月25日から1年間
海図　127—1101
誌類　誌103. 299ページ—26年44項(削除)
出所　第7管区海上保安本部
●27年84項
関門港——下関区　係船浮標不存在
記事　「金ノ弦」岬の東方約480mの係船浮標(紅塗円台形)は存在しない。

位置　33° 54.5′ N.,　130° 55.1′ E.（概位）
海図　1226—135
出所　第7管区海上保安本部
●27年85項
関門港　下関区—小瀬戸　航行禁止解除
記事　伊崎町前面の航行禁止は解除されている。
位置　33° 57.0′ N.,　130° 55.2′ E.（概位）
注意　海図上、上記位置附近に図載の航行禁止区域を示す断線を、同区域内に図載の「航行禁止」と共に削除する。
海図　1225—1226—135
出所　第7管区海上保安本部
●27年86項
九州南岸——鹿児島港南南東方　検疫錨地設定
記事　鹿児島港南南東方の下記区域内海面を検疫錨地に指定した。
区域　神瀬燈標から180°　1,000mの地点を中心とす半径1,000mの円内海面
31° 33.3′ N.,　130° 35.6′ E.（概位）
注意　海図上、上記区域を断線にて記載し、同区域内に「検疫錨地」を記載する。
海図　214—221
誌類　†誌105. 302ページ
出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号
●27年87項
九州西岸—三池港　検疫錨地設定
記事　三池港内の下記区域内海面を検疫錨地に指定した。
区域　下記6地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
(イ)　三池港北突堤燈台(閃白光)から270°　900m
33° 00.1′ N.,　130° 23.1′ E.（概位）

(ロ)　(イ)から180°　1,950m
(ハ)　(ロ)から270°　960m
(ニ)　(ハ)から0°　3,700m
(ホ)　(ニ)から90°　1,350m
(ヘ)　(ホ)から180°　1,750m
注意　海図上、上記区域を断線にて記載し、同区域内に「検疫錨地」を記載する。
海図　172(三池港附近)
誌類　†誌105. 225ページ
出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号
●27年88項
九州西岸　長崎港——第3区　検疫錨地設定
記事　第3区の下記区域内海面を検疫錨地に指定した。
区域　下記3地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
(イ)　千本山鼻のBn. ○
32° 42.1′ N.,　129° 50.9′ E.（概位）
(ロ)　(イ)から310°　1,295m(航路線と投錨禁止区域の北東界線との交点)
(ハ)　女神鼻の南西方約340mのBn. ○
32° 42.9′ N.,　129° 51.2′ E.（概位）
注意　海図上、上記(ロ)(ハ)(イ)の3地点を断線にて記載し、同区域内に「検疫錨地」を記載する。
海図　197
誌類　†誌105. 162ページ
出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号
●27年89項
九州北岸——博多港　検疫錨地設定
記事　残島東側の下記区域内海面を検疫錨地に指定した。
区域　下記4地点を順次連絡する線により囲まれる区域内海面
(イ)　残島△(195)
33° 37.0′ N.,　130° 18.9′ E.（概位）

(ロ)　(イ)から90°　2,540m
(ハ)　(ロ)から0°　1,750m
(ニ)　(ハ)から270°　2,360m（岸線上）
注意　海図上、上記区域を断線にて記載し、同区域内に「検疫錨地」を記載する。
海図　190
誌類　†誌105. 28ページ
出所　昭和26年12月29日付官報厚生省告示第299号
●27年90項
図誌訂正
(1)海図28号
北海道西岸余市川口燈標(43° 11.6′ N.,　140° 47.7′ E. 概位)の略記中"8½ M."を"6½ M."に改記する。(27年26項参照)(燈台部)
(2)海図64号
本州東岸塩釜港第3号燈浮標(38° 19.1′ N.,　141° 04.2′ E. 概位)の略記中"5 sec."を"4 sec."に改記する。(27年31項参照)(燈台部)
(3)海図135号
内海周防灘西浜「ムクラノ鼻」北西方の野江谷附近の海岸(33° 55.9′ N.,　131° 00.5′ E. 概位)から北東方輪廓線に至る水底電線(1條)を附記の「小野田市ニ至ル　to Onoda」と共に、また陸揚地附近に図載の立標記号(4基)を各削除する。(昭和26年11月14日付官報電気通信省告示第235号)
(4)海図1226号
関門港西山区彦島西山港防波堤燈台(不動白光(2燈縦掲))の北北西方約320m(33° 56.2′ N.,　130° 53.6′ E. 概位)附近に図載の"2 Chys.(大)"を"2 Tanks"に改記する。(第7管区海上保安本部)
(5)海図1226号—135号—201号—179号
下関海峡西口の片島燈台(33° 57.9′ N.,　130° 50.9′ E. 概位)の略記中"Occ. G. ev. 6 sec."を"Fl. G. ev. 4 sec."に改記する。(水路部)
(6)書誌105号
222ページ16行、224ページ末行、225ページ20行および同23行中「三池港燈台」を「三池港北突堤燈台」に各改記する。(水路部)
(7)書誌411号
(イ)773番(片島燈台)を別紙(1枚)により改記する。(水路部)
(ロ)878番(大野燈柱)の燭光数欄中"4/10"を"6/10"に改記する。(燈台部)
(ハ)1122番(三池港第2号燈浮標)(26年384項別紙)の位置欄中「三池燈台」を「三池港北突堤燈台」に改記する。(水路部)
(ニ)1417.4番(余市川口燈柱)(27年26項別紙)を別紙(1枚)により改記する。
(ホ)1429番(乙部港船だまり西防波堤燈台)(27年25項別紙)の燭光数欄中「(電燈)」を「(アセチレンガス燈)」に改記する。(燈台部)
(8)27年26項
略記欄中"8½ M."を"6½ M."に、細目欄中「光達8.5M」を「光達6.5M」に各改記する。(燈台部)
(9)27年31項
略記欄中"5 sec."を"4 sec."に、細目欄中「毎5秒」を「毎4秒」および同項別紙中の燈質及び色週期欄中「毎5秒に1閃」を「毎4秒に1閃」に各改記する。(燈台部)

●27年91項
特殊図新刊

番号	図名	尺度(分数)	刊行年月	図積	定価(円)	摘要	目録関係ページ
※6731	男鹿半島(参考図)……△	1:100,000	昭26—12	◎½	55	昭和24年までの日本海上保安庁水路部の諸資料による。	5ページ 3欄 35ページ 2欄

●項　外
(30)日本沿岸　射撃および爆撃訓練について
連合国空軍は日本沿岸において昭和27年2月1日から同年2月15日まで下記区域内で射撃および爆撃訓練を実施する、なお危険区域および訓練時間は従前通りである。
(イ)角島西方空戦訓練区域（海図196号参照）
(ロ)美保湾対地射撃および爆撃訓練区域(海図116号参照)
(ハ)地蔵埼東方空戦訓練区域（海図1172号参照）
(ニ)酒田港西方空戦訓練区域(海図145号参照)
(ホ)三沢対地射撃および爆撃訓練区域(海図53号参照)
(ヘ)八戸港東南東方空戦訓練区域（海図53号参照）
(ト)那珂湊港北方対地射撃および爆撃訓練区域(海図62号参照)
(チ)鹿島灘空戦訓練区域(海図62号参照)
(リ)大野原島附近対地射撃および爆撃訓練区域(海図61号参照)
(ヌ)熊野灘空戦訓練区域(海図93号参照)
(ル)姫小島南方対地射撃および爆撃訓練区域(海図142号参照)
(ヲ)大村湾対地射撃および爆撃訓練区域(海図1231号参照)
(ワ)芦屋港北方対地射撃および爆撃訓練区域(海図1228号参照)
(カ)鳥島爆撃訓練区域(海図1208号参照)
(書誌461号および27年3号項外(21)各参照)（外務省）
(31)本州北西岸——直江津港　燈柱燈質変更
直江津港導水堤燈柱(37° 10.9′ N.,　138° 15.1′ E. 概位)は昭和26年12月25日燈質を不動白光に一時変更した。(海図1155号（直江津港）および書誌411号928番各参照)(燈台部)
(32)本州南岸　伊勢湾——神島北北東方　燈浮標流失
伊勢湾掃海水路第3号燈浮標（34° 34.4′ N.,　137° 03.9′ E. 概位）は昭和27年1月2日流失した。(海図1053号および書誌411号181番各参照)（燈台部）
(33)内海——播磨灘、備讃瀬戸、備後灘および周防灘　掃海完了区域について
(I)播磨灘
下記区域は昭和26年6月29日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。
区域
(A)播磨灘北航路(一部)
下記3地点を順次連結する線の両側各500mの区域
内海面
(イ)34° 42′ 33″ N.,　134° 38′ 24″ E.
(ロ)34° 42′ 33″ N.,　134° 29′ 36″ E.
(ハ)34° 42′ 11″ N.,　134° 28′ 53″ E.
上記航路は東部で姫路港(広畑)に至る掃海水路に接続する。
(B)相生航路および泊地
(1)航路
下記(ハ)(ニ)の2地点を結んだ線の両側各500mおよび(ホ)(ヘ)の2地点を結んだ線の両側各250mの区域内海面
(ハ)34° 42′ 11″ N.,　134° 28′ 53″ E.
(ニ)34° 44′ 47″ N.,　134° 27′ 24″ E.
(ホ)34° 42′ 50″ N.,　134° 28′ 31″ E.

第7513号
昭27. 1. 26.

(ヘ)34° 46′ 43″ N., 134° 28′ 01″ E.

上記区域は南部で播磨灘北航路に接続する。

(2)泊地

下記6地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面、但し(ヌ)(ル)および(ヲ)(ト)の各2地点間は陸岸により連結する。

(ト)34° 47′ 09.5″ N., 134° 28′ 29.0″ E.

(チ)「カベ島」
34° 46.8′ N., 134° 28.3′ E.(概位)

(リ)34° 46′ 42″ N., 134° 27′ 49″ E.

(ヌ)34° 47′ 00″ N., 134° 27′ 46″ E.

(ル)34° 47′ 34″ N., 134° 28′ 09″ E.

(ヲ)34° 47′ 31″ N., 134° 28′ 19″ E.

備考　相生港には掃海完了後394隻、約1,121,800総トンの船舶が入港しているが上記区域内においては触雷事故が発生したことはない。

(海図111号(相生港、相生湾及附近)および106号各参照)

(Ⅱ)備讃瀬戸

下記区域は昭和26年5月19日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域

(A)高松西航路

(1)下記(イ)—(ハ)の3地点を結んだ線の両側各500mの区域内海面、但し(ハ)—(ホ)の3地点を結んだ線以南で防波堤西側の区域を除く。

(イ)34° 24′ 55″ N., 133° 58′ 59″ E.

(ロ)34° 22′ 20″ N., 134° 00′ 07″ E.

(ハ)高松港西防波堤燈台(不動紅光)
34° 21.1′ N., 134° 03.1′ E.(概位)

(ニ)34° 21′ 09″ N., 134° 03′ 05″ E.

(ホ)34° 21′ 04″ N., 134° 02′ 32″ E.

(2)下記2地点を結んだ線と上記(1)航路の東側線とにより囲まれる区域内海面

(ヘ)34° 23′ 53″ N., 133° 59′ 48″ E.

(ト)34° 21′ 53″ N., 134° 01′ 59″ E.

(3)下記4地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(ハ)高松港西防波堤燈台(不動紅光)

(チ)34° 21′ 22″ N., 134° 03′ 17″ E.

(リ)34° 21′ 10″ N., 134° 03′ 16″ E.

(ヌ)高松港北防波堤西燈台(閃白光)
34° 21.1′ N., 134° 03.3′ E.(概位)

(B)高松港

下記5地点を順次連結する線、岸壁および防波堤により囲まれる区域内海面

(ヌ)高松港北防波堤西燈台(閃白光)

(ル)34° 21′ 04″ N., 134° 03′ 37″ E.

(ヲ)34° 20′ 55″ N., 134° 03′ 35″ E.

(ワ)34° 20′ 53.0′ N., 134° 03′ 33.6″ E.

(カ)高松港西防波堤燈台(不動紅光)

上記(A)区域は北西部で備讃瀬戸航路に、東部で高松中航路に各接続する。

備考　高松港には掃海完了後926隻、約622,500総トンの船舶が入港しているが上記区域内において触雷事故が発生したことはない。

(海図154号(高松港)、137号Aおよび153号各参照)

(Ⅲ)備後灘

下記区域は昭和25年4月28日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域

(A)「因ノ島」航路

下記6地点を順次連結する線の両側各500mの区域内海面

(イ)34° 10′ 18″ N., 133° 11′ 36″ E.

(ロ)34° 17′ 24″ N., 133° 16′ 24″ E.

(ハ)34° 18′ 00″ N., 133° 13′ 30″ E.

(ニ)34° 17′ 00″ N., 133° 12′ 36″ E.

(ホ)34° 16′ 12″ N., 133° 12′ 06″ E.

(ヘ)34° 16′ 06″ N., 133° 11′ 42″ E.

上記区域は南部で備後灘航路に接続する。

(B)芽刈瀬戸航路および糸崎泊地

下記(ロ)(ト)の2地点および(チ)—(リ)の4地点を各結んだ線の(ロ)(ト)間は両側各500m、(チ)—(リ)間は両側各300mならびに(ヲ)—(ヨ)の4地点、(タ)—(ソ)の3地点を各結んだ線および(ヨ)(タ)間の5m等深線により囲まれる区域内海面、但し航路の南側線は(ヲ)地点まで延長する。

(ロ)34° 17′ 24″ N., 133° 16′ 24″ E.

(ト)34° 20′ 48″ N., 133° 11′ 32″ E.

(チ)34° 20′ 47″ N., 133° 11′ 31″ E.

(リ)34° 21′ 27″ N., 133° 10′ 42″ E.

(ヌ)34° 22′ 29″ N., 133° 08′ 32″ E.

(ル)34° 22′ 29″ N., 133° 07′ 00″ E.

(ヲ)34° 22′ 19″ N., 133° 06′ 43″ E.

(ワ)34° 22′ 42″ N., 133° 06′ 04″ E.

(カ)34° 22′ 52″ N., 133° 06′ 01″ E.

(ヨ)34° 23′ 09″ N., 133° 06′ 24″ E.

(タ)34° 22′ 52″ N., 133° 07′ 00″ E.

(レ)34° 22′ 49″ N., 133° 07′ 00″ E.

(ソ)34° 22′ 39″ N., 133° 07′ 18″ E.

上記区域は南部で因島航路に接続する。

備考　尾道糸崎港には掃海完了後397隻、約151,900総トンの船舶が入港しているが上記区域内では触雷事故が発生したことはない。

(海図103号および153号各参照)

(Ⅳ)周防灘

下記(A)(B)2区域内海面は昭和26年6月16日までに、(C)(D)(E)3区域内海面は同月11日までに各掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域

(A)笠戸浦北航路

下記2地点を結んだ線の両側各300mの区域内海面

(イ)33° 57′ 50″ N., 131° 44′ 48″ E.

(ロ)33° 57′ 50″ N., 131° 48′ 33″ E.

上記区域は西部で徳山航路に接続する。

(B)笠戸浦泊地

下記8地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面、但し(ヘ)(ト)間は陸岸により連結する。

(ハ)33° 57′ 58″ N., 131° 48′ 33″ E.

(ニ)33° 57′ 50″ N., 131° 48′ 46″ E.

(ホ)33° 57′ 50″ N., 131° 50′ 42″ E.

(ヘ)33° 56′ 55″ N., 131° 51′ 05″ E.

(ト)33° 57′ 06″ N., 131° 50′ 46″ E.

(チ)33° 57′ 13″ N., 131° 50′ 42″ E.

(リ)33° 57′ 13″ N., 131° 50′ 06″ E.

(ヌ)33° 57′ 40″ N., 131° 48′ 24″ E.

(C)徳山北西航路

下記2地点を結んだ線の両側各400mの区域内海面

(ル)33° 57′ 31″ N., 131° 44′ 48″ E.

(ヲ)33° 59′ 36″ N., 131° 39′ 06″ E.

上記区域は東部で徳山航路に、西部で周防灘北航路に各接続する。

(D)富田航路

下記(ワ)—(ヨ)の3地点を結んだ線の(ワ)(カ)間は両側各200m、(カ)(ヨ)間は両側各100m、および(タ)—(ラ)7地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面、但し(レ)(ソ)間は岸壁により連結する。

(ワ)34° 02′ 16″ N., 131° 43′ 56″ E.

(カ)34° 02′ 22″ N., 131° 45′ 21″ E.

(ヨ)34° 02′ 54″ N., 131° 46′ 00″ E.

(タ)34° 02′ 56″ N., 131° 45′ 57″ E.

(レ)34° 03′ 12″ N., 131° 45′ 57″ E.

(ソ)34° 03′ 07″ N., 131° 46′ 04″ E.

(ツ)34° 02′ 59″ N., 131° 46′ 04″ E.

(ネ)34° 02′ 59″ N., 131° 46′ 13″ E.

(ナ)34° 02′ 51″ N., 131° 46′ 13″ E.

(ラ)34° 02′ 45″ N., 131° 45′ 55″ E.

(E)周防灘北航路

下記3地点を結んだ線の(ラ)(ム)間は両側各400m、(ム)(ワ)間は北側600m、南側200mの区域内海面

(ヲ)33° 59′ 36″ N., 131° 39′ 06″ E.

(ム)34° 02′ 10″ N., 131° 42′ 10″ E.

(ワ)34° 02′ 16″ N., 131° 43′ 56″ E.

備考　掃海完了後、笠戸浦には295隻、約133,200総トン、富田には19隻、約15,800総トンの船舶が入港しているが上記各区域内では触雷事故は発生したことはない。

(海図1106号、126号および1101号各参照)(航路啓開本部)

(3)航行上注意を要する浮流物

発見月日時刻	発見地点	参照海図	出所
(イ)漂流物			
1月10日 2114 漁船	南西諸島草垣島の南西方約25M 30° 38′ N., 129° 00′ E.	182A	Atlantic Ranger号報
1月16日 0700 浮標	東京湾海堡類島燈標の南方約1.2M 35° 11.3′ N., 139° 44.5′ E.	1084	りくしま丸報
(ロ)機雷らしいもの			
1月14日 1530	本州北西岸越前岬燈台の北方約11.4M 36° 10′ N., 135° 57′ E.	139	敦賀警備救難署
1月15日 0047	本州北西岸入道埼燈台の北方約19M 40° 18.7′ N., 139° 37.2′ E.	144	巡視船みくら報
(ハ)浮流機雷			
1月13日 0800	本州北西岸金石港の西南西方約16M 36° 27′ N., 136° 18′ E.	159	新潟通信所
1月14日 1020	本州南岸野島埼燈台の南方約8.7M 34° 45.5′ N., 139° 56.0′ E.	80	Union Power号報
(ニ)漂着機雷			
1月12日 0700 (処分済)	本州北西岸新潟港の西南西方約10Mの海岸 37° 51′ N., 138° 54′ E.	146	第9管区海上保安本部
1月18日 0710 (処分済)	本州北西岸佐渡島沢崎の東北東方約2Mの大浦海岸 37° 50.2′ N., 138° 14.9′ E.	122	航路啓開本部

◉近刊予告

書誌新刊

421号　本州南東岸港湾誌分冊その6

◉郵政省告示第十九号

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年二月一日から次の郵便局を改称する。

昭和二十七年一月二十六日

郵政大臣　佐藤榮作

現名称	改称位置
郵便局駅前	郵便局高知
郵便局小川町	高知市小川町
郵便局高知市大字正弘	高知市仲ノ町

◉建設省告示第二十五号

昭和二十六年四月十三日建設省告示第二百六十八号機械振興都市計画久里浜臨港地帯土地区画整理は、昭和二十六年十二月二十日付をもつてこれを都市計画事業として、その市において施行年度を次のように定める。

昭和二十七年度までに完了すること。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉電気通信省告示第二十三号

昭和二十六年電気通信省告示第二百二十二号(即時通話区間の件)中「横浜」の次に「横浜櫻木町間」を加え、昭和二十七年二月一日から施行する。

昭和二十七年一月二十六日

電気通信大臣　佐藤榮作

◉建設省告示第二十四号

昭和二十三年建設院告示第七十二号(都市計画事業土地区画整理の施行)第一項第一号の規定に基き、次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第二十五号

昭和二十三年建設院告示第七十三号(都市計画事業土地区画整理の施行)第一項第一号の規定に基き、次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第二十六号

昭和二十三年建設院告示第七十四号(都市計画事業土地区画整理の施行)第一項第一号の規定に基き、次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第二十七号

昭和二十三年建設院告示第七十五号(都市計画事業土地区画整理の施行)第一項第一号の規定に基き、次のように定める。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第二十八号

昭和二十六年十二月十二日建設省告示第七十二号(都市計画事業として釧路市において施行する釧路都市計画第二土地区画整理を都市計画事業として釧路市において施行し、昭和三十年度までに完了することを昭和二十六年十月一日付をもつて命じた。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第二十九号

昭和二十三年建設院告示第七十三号高槻都市計画土地区画整理事業の完了期限を昭和二十七年度に改めた。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第三十号

昭和二十二年九月九日戦災復興院告示第八十二号日立鮎川都市計画事業土地区画整理の完了期限を昭和二十九年度に改めた。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第三十一号

昭和二十二年戦災復興院告示第二号水戸酒門都市計画事業土地区画整理の完了期限を昭和二十九年度に改めた。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第三十二号

昭和二十三年建設院告示第七十二号那須湯泉都市計画土地区画整理事業の完了期限を昭和二十八年度に改めた。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第三十三号

幕別都市計画公園並びに同事業及びその執行年度を次のように定める。

昭和二十七年度までに完了すること。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第三十四号

小山都市計画城山土地区画整理を次のように決定する。

そのの関係図書は、栃木県庁及び下都賀郡小山町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

(「次のよう」は省略)

◉建設省告示第三十四号

小山都市計画城山土地区画整理を次のように決定する。

そのの関係図書は、栃木県庁及び下都賀郡小山町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

(「次のよう」は省略)

正誤

昭和二十六年十二月二十七日公布厚生省令第五十二号乳及び乳製品の成分規格等に関する省令中第四條第一項第二号(「醗酵乳」の「同附則第五項乳及び脱脂乳及び脱脂乳の」は「醗酵乳及び脱脂乳の」、同附則第五項第十三号)」は「第五十二号)」の「同第二の二行「製造」は「製造」、「但し」の「同二の(ロ)の3二行「但し乳処理場所在地又は」は「但し乳処理場所在地及び」の「同二の(ハ)の四行「うち乳脂肪分」の「同(ハ)加糖脱脂れん乳の四行「うち乳脂肪分」の「同別表三三乳等の%以上」は「二九・〇%以上」に、「同別表三三乳等の%以下の」は「二九・〇%以下の」に、同別表三三乳等の製造又は保存の方法に関するその他の基準」は「に準ずるその他の基準」のいずれも厭り。

厚生省令第五十二号

厚生大臣　林　讓治

昭和二十六年九月三日農林省訓令第七号森林計画規程中三四頁三段終りから七行「森林区を分けて」は「森林区の区分は、次の通りとする。」の「同頁四段九行「人口」は「人工」の「三五頁四段一七行「第十條第二号及び第三号」は「第十二条第二号及び第三号」に、「同頁四段一四行「百九十号」は「八十号」の「同段一四行「人工」は「人口」の「三五頁四段一七行「第十二条第二号及び第三号」は「第十條第二号及び第三号」に、「同頁四段一四行「百九十号」は「八十号」の「同段一四行「人工」は「人口」の「三五頁四段一七行「第十條第二号及び第三号」は「第十二条第二号及び第三号」に、「同頁四段一四行「百九十号」は「八十号」の「同段一四行「人工」は「人口」の「三五頁四段一七行「第十條第二号及び第三号」は「第十二条第二号及び第三号」に改める。

昭和二十七年一月二十六日

建設大臣　野田　卯一

(「次のよう」は省略)

第7513号
昭27.1.26.

條第一項から第四項まで」の、同段二二行「法第八條第五項第三号及び第四号」は「法第七條第四項第三号及び第四号」の、同段二五行「面積」は「材積」の、同頁五段九行「森林法に基く」は「森林法ニ基ク」のいずれも誤り。

農林省官報報告主任

昭和二十七年一月十二日電気通信省告示第十一号中一五〇頁上段宇佐丸無線電報取扱所の停泊港の欄「同」は「東京」の誤り。

電気通信省官報報告主任

国会事項

○衆議院

◉政府委員承認　一月二十四日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

文部省社会教育局長　寺中　作雄
文部省調査普及局長　久保田藤麿
文部省管理局長　近藤　直人
大蔵省主計局次長　東條　猛猪
同　石原　周夫
大蔵省理財局次長　酒井　俊彦
内閣総理大臣官房会計課長　斎藤　常勝
特別調達庁長官官房会計課長　大石　孝章
法務総裁官房経理部長　天野　武一
外務大臣官房会計課長　高野　藤吉
大蔵大臣官房会計課長　小川　潤一
文部大臣官房会計課長　小林　行雄
厚生大臣官房会計課長　太宰　博邦
農林大臣官房会計課長　増田　盛
通商産業大臣官房会計課長　伊藤　繁樹
運輸大臣官房会計課長　辻　章男
郵政省経理局主計課長　佐方　信博
電気通信省経理局主計課長　井田　勝造
労働大臣官房会計課長　飼手　真吾
建設大臣官房会計課長　植田　俊雄
経済安定本部総裁官房会計課長　小笠原喜郎

◉議案提出　一月二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案

日本放送協会昭和二十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◉辞令

参事　滝口　紀男

記録部翻訳課長心得を命ずる（二十六年十二月十七日）

○参議院

◉議事日程　一月二十五日の議事日程は左の通り。

議事日程　第五号

昭和二十七年一月二十五日（金曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

◉議案提出　一月二十四日内閣から左の議案を提出した。

日本放送協会昭和二十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◉議案受領（予備審査）　一月二十四日内閣から左の議案が送付された。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案

◉議案付託（予備審査）　一月二十四日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案（閣法第一八号）　法務委員会に付託

叙任及び辞令

○宮内庁

総理府事務官　寛　素彦

願に依り本官を免ずる（一月十五日）

同　近藤　直人

文部省へ出向を命ずる

宮内庁次長　宇佐美　毅

皇室経済主管事務取扱を命ずる（以上一月二十二日）

○賠償庁

◉昭和二十七年一月一日

外務事務官　広田　穣

総理府事務官に兼ねて任命する

総理府事務官　広田　穣
同　松本　章治
同　内野　忠之

（各通）

外務省へ出向を命ずる

同　園山　春作

通商産業省へ出向を命ずる

同　広田　穣

長官官房秘書課長を命ずる（以上一月一日）

○大蔵省

外国為替管理委員会委員長　木内　信胤
法務府事務官　林　修三
外務事務次官　井口　貞夫
大蔵事務次官　舟山　正吉
厚生事務次官　宮崎　太一
農林事務次官　山添　利作
通商産業事務次官　山本　高行
農林事務官　東畑　精一
経済安定事務官　平井富三郎
文部教官　脇村義太郎
同　赤松　要
同　豊崎　稔
時子山常三郎
岡松成太郎
藤山愛一郎
原　良三郎
杉　道助
伊藤次郎左衛門
宮崎彦一郎
中野種一郎
木村　悌蔵
相馬　雄二
坂口　芳久
猪谷　善一
稲島　正雄

（各通）

関税率審議会委員を命ずる

三浦鉄太郎
武正総一郎
総理府事務官　渡辺　誠
法務府事務官　吉村　真一
外務事務官　東郷　文彦
大蔵事務官　北島　武雄
厚生事務官　星野毅子郎
農林事務官　玉置　康雄
通商産業事務官　村田　恒
運輸事務官　安井　正巳
経済安定事務官　太田　亮一

（各通）

関税率審議会幹事を命ずる（以上一月一日）

大蔵技官　野田　為範

主税局税関部調査統計課長藤田茂帰朝につき同課長事務代理を免ずる（一月十七日）

運輸事務次官　牛島　辰彌

関税率審議会委員を命ずる（一月十八日）

○厚生省

◉昭和二十六年十一月十六日

本多　忠之

厚生技官に任命する

◉昭和二十六年十二月二十八日

中山　瑞郎

厚生技官に任命する

厚生技官　川上　義雄

願に依り本官を免ずる（二十六年十一月十五日）

同　本多　忠之

九級一号俸を給する

国立原療養所勤務を命ずる（二十六年十一月十六日）

同　久金　彰

国立療養所高山荘長を命ずる（二十六年十二月十六日）

同　結城　英夫

国立広島病院副院長を命ずる

同　弘重　充

国立姫路病院副院長を命ずる

同　佐藤　省二

十一級一号俸を給する

国立郡山病院副院長を命ずる

同　星　善六

十二級一号俸を給する

国立若松病院副院長を命ずる

同　黒沢　悌吾

国立盛岡病院副院長を命ずる

同　中山　瑞郎

九級一号俸を給する

国立帯広療養所勤務を命ずる（以上二十六年十二月二十八日）

厚生事務官　土屋　善清

願に依り本官を免ずる（二十六年十二月三十一日）

○引揚援護庁

◉昭和二十六年十一月十六日

厚生技官　上田　修示

厚生技官に兼ねて任命する

厚生技官　上田　修示

援護局勤務を命ずる（二十六年十一月十六日）

○電気通信省

電気通信技官　内海　数雄

電気通信研究所事務部調理課長を命ずる（二十六年十二月四日）

公共企業体事項

○日本専売公社

◉日本専売公社公示第一号

たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第七條の規定により、昭和二十七年において耕作するたばこの種類及び耕作面積（昭和二十六年八月二十一日日本専売公社公示第七号）中第二項耕作面積管轄地方局名古屋の項中愛知県及び三重県を次のように改める。

昭和二十七年一月二十六日

日本専売公社総裁　秋山孝之輔

管轄地方局	府県	耕作面積（単位　町）
名古屋	愛知県	四二五
	三重県	四三五

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第18号

国鉄自動車路線名称（昭和24年6月日本国有鉄道公示第31号）の一部を次のように改正し、昭和27年1月27日から施行する。

昭和27年1月26日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

予土南線の部を次のように改める。

予土南線｛高知落出間、西佐川富士見町間、富士見町古畑間、土佐大崎池川間及上仁淀長者間｝

大杤線の部を次のように改める。

大杤線｛土佐山田五王堂間、楠目東佐岡間及神母ノ木龍河浦口間｝

窪川線の部窪川本線の項を次のように改める。

窪川本線（土佐久礼吉野生間及土佐田野々下道口間）

◉日本国有鉄道公示第19号

昭和27年1月27日から予土南線上仁淀・長者間等において、次の各号によって自動車による運輸営業を開始する。

昭和27年1月26日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

1　停車場及びキロ程

停車場名	所在地	キロ程
予土南線		
上仁淀	（予土南線既設停車場）	
別府森	高知県高岡郡別府村大字森	上仁淀・別府森間　3キロメートル
川渡	同県同郡同村大字川渡	別府森・川渡間　1〃
中の瀬	同県同郡長者村大字中の瀬	川渡・中の瀬間　3〃
長者	同県同郡同村大字長者	中の瀬・長者間　1〃
大杤線		
大杤	（大杤線既設停車場）	
間々	高知県香美郡槇山村大字柳瀬	大杤・間々間　2〃
土佐立花	同県同郡同村同大字	間々・土佐立花間　1〃
安丸	同県同郡上韮生村大字安丸	土佐立花・安丸間　1〃
五王堂	同県同郡同村大字五王堂	安丸・五王堂間　3〃
窪川本線		
大奈路	（窪川本線既設停車場）	
木屋ヶ内	高知県幡多郡大正町大字木屋ヶ内	大奈路・木屋ヶ内間　2〃
小味野々	同県同郡同町大字小味野々	木屋ヶ内・小味野々間　3〃
下道口	同県同郡同町大字下道口	小味野々・下道口間　2〃

2　取扱範囲

前号の停車場中大杤停車場においては一般運輸営業を、その他の停車場においては旅客に限り取扱をする。

◉日本国有鉄道公示第20号

旅客及び荷物運送規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第110号）の一部を次のように改正し、昭和27年1月27日から施行する。

昭和27年1月26日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年1月26日鉄道公報参照）

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

白河区検察庁

○昭和二十三年押第一四四号（鈴木基次外九名賭博並びに拾得物横領事件）
一、クローム十型腕時計　一箇
○昭和二十五年押第六一〇号（高橋稔外二名詐欺事件）
一、女物羽織　一枚
二、竹製手籠　一箇
○昭和二十六年押第一七号（根本四郎遺失物横領事件）
一、中古自転車車体　一箇
○昭和二十六年押第三一七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　一八枚
二、紙袋　一二枚
○同押第三一八号（同）
一、風呂敷　三枚
二、紙袋　三枚
○同押第三一九号（同）
一、紙袋　三枚
二、布袋　三枚
三、風呂敷　二枚
○同押第三二一号（同）
一、紙袋　五枚
○同押第三二二号（同）
一、風呂敷　二枚
○同押第三二三号（同）
一、リュックサック　一箇
二、紙袋　二枚
三、布袋　二枚
○同押第三二四号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第三二五号（同）
一、風呂敷　一枚
二、紙袋　二枚
○同押第三二六号（同）
一、紙袋　一枚
二、リュックサック　一箇
三、風呂敷　八枚
○同押第三二七号（同）
一、紙袋　四枚
○同押第三二八号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第三二九号（同）
一、布袋　六枚
二、風呂敷　五枚
三、リュックサック　一箇
○同押第三三〇号（同）
一、風呂敷　一七枚
二、紙袋　二枚
○同押第三三一号（同）
一、布袋　二枚
○同押第三三二号（同）
一、布袋　三枚
○同押第三三三号（同）
一、風呂敷　四枚
二、紙袋　四枚
○同押第三三四号（同）
一、紙袋　三枚
○同押第五一五号（同）
一、換価金　四千九百十九円
○同保第五一六号（同）
一、同　六百三十七円
○同保第五一七号（同）
一、同　四千二百八十二円
○同保第五一八号（同）
一、同　八百三十九円
○同保第五一九号（同）
一、同　二千五百七十五円
○同保第五二〇号（同）
一、同　一万四千三百三十四円
○同保第五二一号（同）
一、同　三千二百四十一円
○同保第五二二号（同）
一、同　一千七百二十九円
○同保第五二三号（同）
一、同　四千五百七十九円
○同保第五二四号（同）
一、同　一万八千百三十五円
○同保第五二五号（同）
一、同　一千六百二十円
○同保第五二六号（同）
一、同　一千六百二十円
○同保第五二七号（同）
一、同　四千五百七十一円
○同保第五二八号（同）
一、同　三千二百五十三円
○同保第五一一号（同）
一、同　三万五千五百七円
○同保第五一二号（同）
一、同　二千四百三十円
○同保第五一三号（同）
一、同　五千八百十六円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

尾道区検察庁

○昭和二十六年保第七七七号（近藤アキ子食糧管理法違反被疑事件）
一、米換価金　七〇九円
○昭和二十六年保第七七八号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、同　三、一一二円
○同保第七八八号（同）
一、同　三六四円
○同保第七八九号（同）
一、同　二、八五二円
○同保第七九〇号（同）
一、同　一三、〇六六円
○同保第七九一号（同）
一、同　六、六〇〇円
○同保第七九二号（同）
一、同　二、五七二円
○同保第七九三号（同）
一、同　三、九二三円
○同保第七九四号（同）
一、同　三、五一一円
○同保第七九五号（同）
一、同　一、四五〇円
○同保第七九六号（同）
一、同　二、七八九円
○同保第七九七号（同）
一、同　一二、六七三円
○同保第七九八号（同）
一、同　五、五三九円
○同保第七九九号（同）
一、同　七、五一九円
○同保第八〇〇号（同）
一、同　九、一二〇円
○同保第八〇一号（同）
一、同　四、一〇七円
○同保第八〇二号（同）
一、同　八四七円
○同保第八〇三号（同）
一、同　三七五円
○同保第八〇四号（同）
一、同　一、〇五三円
○同保第八一四号（同）
一、同　一、二五六円
○昭和二十六年領第五二二号（有川久雄窃盗事件）
一、白アンダーシャツ　二枚
二、国防色半ズボン　一枚
三、海水着　一枚
四、運動ズボン　一枚
五、洋傘　一本
六、黒ナイロン財布　一個

○同領第五二三号（井上セツ子贓物故買事件）
一、黒色洋傘 一本
二、海水着 一枚
○同領第五五三号（有川久雄窃盗事件）
一、事務鞄 一個
二、ズボン 一枚
○同保第八二四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米換価金 七三八円
○同保第八二五号（同）
一、同 三一二円
○同保第八二六号（同）
一、同 九五〇円
○同保第八二七号（同）
一、同 一、〇七五円
○同保第八二八号（同）
一、同 二八九円
○同保第八二九号（同）
一、同 六三五円
○同保第八三〇号（同）
一、同 二八九円
○同保第八三一号（同）
一、同 四六二円
○同保第八三二号（同）
一、同 六六四円
○同保第八三三号（同）
一、同 二八九円
○同保第八三四号（同）
一、同 三七五円
○同保第八三五号（同）
一、同 四三三円
○同保第八三六号（同）
一、同 五七七円
○同保第八三七号（同）
一、同 二八九円
○同保第八三八号（同）
一、同 一、〇三九円
○同保第八三九号（同）
一、同 八六六円
○同保第八四〇号（同）
一、同 九八一円
○同保第八四一号（同）
一、同 九一九円
○同保第八四二号（同）
一、同 一、五八二円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 滝川区検察庁

○昭和二十六年保第一五〇号（三浦政春食糧管理法事件）
一、換価金 二千五十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 奈良地方検察庁

○昭和二十六年A第一二二号（氏名不詳食糧管理法事件）
一、粳玄米換価金 千七百六十三円
○同年A第一二三号（同）
一、糯玄米 同 八百八十七円
○同年A第一二四号（同）
一、粳玄米 同 一千四百九十一円
○同年A第一二五号（同）
一、同 一千七百十四円
○同年A第一二六号（同）
一、同 一千九百九十一円
○同年A第一二七号（同）
一、同 一千三百六円
○同年A第一二八号（同）
一、同 九百三十円
○同年A第一二九号（同）
一、同 一千七百十九円
○同年A第一三〇号（同）
一、粳精米換価金 一千四百八十一円
○同年A第一三一号（同）
一、粳玄米 同 五百九十八円
○同年A第一三二号（同）
一、精米 同 一千一百五十七円
○同年A第一三三号（同）
一、布袋 一
○同年A第一四四号（同）
一、粳精米換価金 五百七十九円
二、糯精米 同 二百五十一円
三、布袋 一
四、風呂敷 一
○同年A第一四五号（同）
一、粳玄米換価金 二百四十五円
二、布袋 一
三、竹籠 一
○同年A第一四六号（同）
一、粳精米換価金 七百五十二円
○同年A第一四七号（同）
一、精米 同 四百七十九円
○同年A第一四八号（同）
一、粳精米 同 三百七十六円
○同年A第一四九号（同）
一、同 一千一百九十七円
○同年A第一五〇号（同）
一、小麦粉換価金 一千九百二十円
○同年A第一五一号（同）
一、粳精米 同 八百十円
○同年A第一五二号（同）
一、粳玄米 同 一千八百三十四円
二、紙製箱 一
○同年A第一五三号（同）
一、粳精米換価金 二千四百一円
二、国防色テント 一
一、精米換価金 一千二百十五円
○同年A第一三四号（同）
一、同 四百八十円
○同年A第一三五号（同）
一、同 一千一百十五円
○同年A第一三六号（同）
一、粳精米換価金 一千三百三十一円
○同年A第一三七号（同）
一、粳玄米 同 八百十七円
二、風呂敷 一
○同年A第一三八号（同）
一、粳玄米換価金 八百十七円
二、布袋 一
○同年A第一三九号（同）
一、粳玄米換価金 四百九十円
二、布袋 一
○同年A第一四〇号（同）
一、粳玄米換価金 四百九十円
二、布袋 一
三、風呂敷 一
○同年A第一四一号（同）
一、粳玄米換価金 八百十七円
二、紙箱 一
○同年A第一四二号（同）
一、粳玄米換価金 一千二百三十三円
二、風呂敷 一
○同年A第一四三号（同）
一、糯精米換価金 七百八十六円
○同年A第一五四号（同）
一、粳精米、糯米 同 二千四百十一円
二、どんごろす袋 一
三、紙箱 一
○同年A第一五五号（同）
一、粳精米換価金 一千四百十七円
○同年A第一五六号（同）
一、同 九百二十六円
○同年A第一五七号（同）
一、同 一千一百八十九円
○同年A第一五八号（同）
一、同 二百八十九円
○同年A第一五九号（同）
一、同 七百八十一円
二、白布製袋 一
三、花模様風呂敷 一
○同年A第一六〇号（同）
一、粳精米換価金 六百九十四円
二、水色スカート利用袋 一
三、水色風呂敷 一
○同年A第一六一号（同）
一、粳精米換価金 七百八十一円
二、白布袋 一
三、水色風呂敷 一
○同年A第一六二号（同）
一、粳精米換価金 八百三十九円
二、白布袋 一
三、木綿風呂敷 一
○同年A第一六三号（同）
一、粳精米換価金 一千六百二十円
二、茶布製ドンゴロス 一
三、白布袋 一
○同年A第一六四号（同）
一、粳精米換価金 千一百五十七円
○同年A第一六五号（同）
一、同 一千四十二円
○同年A第一六六号（同）
一、精麦 換価金 四百四十七円
○同年A第一六七号（同）
一、粳精米 同 一千一百円
○同年A第一六八号（同）
一、精米 同 四百九十二円
二、白布袋 一
○同年A第一六九号（同）
一、粳精米、粳玄米 換価金 二千三百七十七円七十八銭
二、竹籠 一
三、袋 一
四、風呂敷 一
五、ブリキ罐 一
六、袋 二
七、さおはかり 一
○同年領第五八〇号（水口ノブ食糧管理法違反事件）
四、粳精米換価金 一千三十二円
○同年領第六四九号（寺口久栄拾得物横領事件）
一、八型クローム腕巻時計 一
○同年領第一五四号（増井良有強盗事件）
八、布製登山帽子 一
〃 人絹襦袢 一
〃 手拭 一
〃 青色風呂敷 一
〃 白大風呂敷 一
○同年領第八四七号（池田駒志郎窃盗事件）
一、女持黒色洋傘 一
二、シャツ 二
○同年領第七八九号（阪本カル食糧管理法違反事件）
一、精米換価金 五百七十四円
○同年領第七五一号（山内チヱ食糧管理法違反事件）
一、粳精米 同 七百五十五円
○同年領第一七三号（立野由太郎窃盗事件）
十一、ヤットコ 一
十二、ネジ廻し 一
○同年領第五〇一号（中川多平窃盗事件）
一、布袋 一
○同年領第三九〇号（川端正明傷害致死等事件）
一、白ワイシャツ 一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 葛城区検察庁

○昭和二十六年領第二七号（不詳食糧管理法違反事件）
一、白米換価金 二百八十七円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第二八号（同）
一、白米換価金 九百八十四円
二、風呂敷 二枚
三、布袋 三枚
四、手提袋 一枚
○同領第二九号（同）
一、白米換価金 五百九十三円
二、押麦 同 一百八十三円
三、風呂敷 二枚
四、布袋 二枚
五、手提袋 一枚
○同領第三〇号（同）
一、米換価金 六百十六円
二、風呂敷 二枚
三、布袋 一枚
○同領第三一号（同）
一、白米換価金 七百三十八円
二、紙袋 二枚
○同領第三二号（同）
一、白米換価金 四百八十七円
二、押麦 同 四百三十八円
三、布袋 二枚
四、風呂敷 二枚
五、手提籠 二個
六、紙袋 一枚
○同領第三三号（同）
一、白米換価金 二百八十七円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第三四号（同）
一、白米換価金 四百五十円
二、手提籠 一個
三、風呂敷〃 一枚
四、布袋 一枚
○同領第三五号（同）
一、押麦 換価金 五百十円
二、紙袋 一枚
○同領第三六号（同）
一、米 換価金 六百十六円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第三七号（同）
一、米 換価金 六百十六円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第三八号（同）
一、白米 換価金 五百三十三円

二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第三九号（不詳同）
一、白米同 五百七十四円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第四〇号（不詳同）
一、大豆同 七百三十円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 一枚
○同領第四一号（不詳同）
一、白米同 八百六十一円
二、紙袋 一枚
三、布袋 一枚
四、風呂敷 一枚
○同領第四二号（不詳同）
一、白米同 千二十五円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 一枚
四、布袋 一枚
○同領第四三号（不詳同）
一、白米同 千十二円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 二枚
○同領第四四号（不詳同）
一、白米同 一千二百三十二円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 二枚
四、布袋 一枚
○同領第四五号（不詳同）
一、白米同 八百六十一円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 二枚
○同領第四六号（不詳同）
一、白米同 八百二十三円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 一枚
○同領第四七号（不詳同）
一、白米同 六百十六円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第四八号（不詳同）
一、玄麦同 八百五十八円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第四九号（不詳同）
一、白米同 六百五十六円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 二枚
○同領第五〇号（不詳同）
一、玄麦同 八百八十七円
二、紙袋 三枚
三、風呂敷 三枚
○同領第五一号（不詳同）
一、白米同 四百三十八円
二、布袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第五二号（不詳同）
一、精麦同 五百十一円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第五三号（不詳同）
一、精米同 六百二円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 二枚
○同領第五四号（不詳同）
一、精麦同 七百六十七円
二、紙袋 一枚
三、布袋 一枚
四、風呂敷 一枚
○同領第五五号（不詳同）
一、白米同 七百七十九円
二、布袋 一枚
三、風呂敷 一枚
四、紙袋 一枚
○同領第五六号（不詳同）
一、大豆同 四百七十五円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第五七号（不詳同）
一、白米同 八百二十円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第五八号（不詳同）
一、白米同 一千百四十八円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第五九号（不詳同）
一、白米同 八百六十一円
二、布袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第六〇号（不詳同）
一、白米同 九百八十四円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第六一号（不詳同）
一、白米同 七百七十九円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第六二号（不詳同）
一、白米同 一千百四十八円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第六三号（不詳同）
一、白米同 五百十一円
二、布袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第六四号（不詳同）
一、白米同 一千二百三十円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 三枚
○同領第六五号（不詳同）
一、白米同 一千二十五円
二、布袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第六六号（不詳同）
一、白米同 五百七十二円
二、布袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第六七号（不詳同）
一、白米同 一千三百九十三円
二、紙袋 三枚
三、風呂敷 三枚
○同領第六八号（不詳同）
一、白米同 一千百四十八円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第六九号（不詳同）
一、白米同 九百二円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第七〇号（不詳同）
一、白米同 一千二十五円
二、風呂敷 二枚
三、布袋 二枚
○同領第七一号（不詳同）
一、白米同 一千百四十八円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第七二号（不詳同）
一、白米同 一千百七円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第七三号（不詳同）
一、白米同 九百四十三円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 二枚
○同領第七四号（不詳同）
一、押麦同 七百六十七円
二、布袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第七五号（不詳同）
一、白米同 九百二十四円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 一枚
四、布袋 一枚
○同領第七六号（不詳同）
一、白米同 九百二十四円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第七七号（不詳同）
一、精麦同 四百三十八円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第七八号（不詳同）
一、白米同 一千七十八円
二、布袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第七九号（不詳同）
一、白米同 五百七十四円
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第八〇号（不詳同）
一、白米同 一千四百七十五円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第九四号（中山照子同）
一、白米同 五百五十三円
二、定期乗車券 一通
三、布袋 二枚
○同領第九五号（不詳同）
一、押麦同 五百十円
二、布袋 一枚
○同領第一〇二号（不詳同）
一、手提袋 一枚
二、麻袋 三枚
三、風呂敷 二枚
四、白米同 二百八十七円
五、米同 四百七十五円
六、押麦同 四百八十二円
○同領第一〇三号（大崎とし子同）
一、白米同 二百八十七円
二、米同 三百二十九円
○同領第一一三号（不詳同）
一、押麦同 三百六十五円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第一一五号（不詳同）
一、米同 三百八十円
二、米同 六百二十円
三、紺色風呂敷 一枚
四、紙箱 一個
五、南京袋 一枚
六、帯 一筋
○同領第一二二号（不詳同）
一、白米同 一千百四十八円
二、紙袋 二枚
○同領第一二三号（不詳同）
一、大豆同 五百十一円
二、風呂敷 二枚
○同領第一二四号（不詳同）
一、白米同 五百七十四円
二、紙袋 一枚
○同領第一二五号（不詳同）
一、白米同 四百八十四円
二、布袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第一二六号（不詳同）
一、大豆同 一千二十二円
二、紙袋 二枚
三、風呂敷 一枚
○同領第一二八号（不詳同）
一、白米同 五百十二円
二、紙袋 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 川崎区検察庁

○昭和二十四年押第三、六〇四号（井内清外四名賭博事件）
一、立会封金 一、一〇〇円
○同押第四〇六五号（高山正吉窃盗事件）
一、現金 三〇〇円
○昭和二十五年押第三〇一三号（宮崎一夫賭博事件）
一、竹棒 三本
二、板 一枚
○同押第三〇号（多筒田九郎窃盗事件）
一、ザル 一個
○同押第四二五号（大川時男外一名賭博事件）
一、立会封金 一、〇〇〇円
二、同 五〇〇円
○同押第四五七号（新井一夫同）
一、布切 一枚
二、リンゴ箱 一個
○同押第四五九号（渡辺貢窃盗事件）
一、ボストンバック 一個
二、鉄棒 一本
三、風呂敷 一枚
○同押第六〇四号（春日伍十郎賭博事件）
一、脚（竹製） 三本
二、合板 一枚
三、煙草ケース 一個
四、紙片 一束
五、ピンセット 二個
六、立会封金 一、〇〇〇円
○同押第二六二二号（西沢美好食糧管理法違反事件）
一、換価金 六〇二円八〇銭
二、ボストンバック 一個
○昭和二十六年押第九〇一号（平田てる子同）
一、換価金 一、二二九円
○同押第九七二号（柏谷和夫窃盗事件）
一、駒下駄 一足
○同押第一二二一号（安承烈贓物運搬事件）
一、中古自転車 一台
○同押第一二九七号（與石博窃盗事件）
一、現金 六〇〇円
○同押第一二六二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金 一、五〇七円
二、風呂敷 一枚
三、麻袋 一枚
○同押第一二六三号（同）
一、換価金 六六七円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚

○同押第一二六四号（同）
一、換価金一、〇二五円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
○同押第一二六五号（同）
一、換価金一、七一六円
二、布袋一枚
三、麻袋一枚
○同押第一二六六号（同）
一、換価金六六七円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
四、麻紐一本
○同押第一二六八号（同）
一、換価金六六七円
二、紙袋一枚
○同押第一二六七号（同）
一、換価金六六七円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
○同押第一二六九号（同）
一、換価金六八七円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
○同押第一二七〇号（同）
一、換価金九八七円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
四、麻紐一本
○同押第一二七一号（同）
一、換価金一、三一六円
二、紙袋一枚
三、風呂敷一枚
四、麻袋一枚
○同押第一二七二号（同）
一、換価金七五三円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
○同押第一二七三号（同）
一、換価金二、七〇三円
二、自転車一台
三、風呂敷二枚
四、布袋一個
五、紙袋一個
○同押第一二七四号（同）
一、換価金一、〇七三円
二、リックサック一個
三、布袋一個
○同押第一三〇七号（同）
一、換価金八、一四五円
二、麻袋二枚
三、布袋五枚
四、リックサック一個
五、手提籠二個
○同押第一三〇八号（同）
一、換価金二、七二八円
二、風呂敷二枚
三、布袋七枚
四、ボール箱一個

○同押第一三〇九号（同）
一、換価金二、六六五円
二、風呂敷三枚
三、リックサック一個
四、布袋三枚
○同押第一三一〇号（同）
一、換価金二、九一三円
二、風呂敷四枚
三、リックサック一個
四、布袋五枚
○同押第一三一一号（同）
一、換価金二、三八八円
二、風呂敷一枚
三、リックサック一個
四、布袋二枚
○同押第一三一二号（同）
一、換価金二、三八八円
二、風呂敷一枚
三、リックサック一個
四、布袋五枚
○同押第一三一三号（同）
一、換価金一、七〇七円
二、風呂敷二枚
三、布袋三枚
○同押第一三一四号（同）
一、換価金二、六七六円
二、風呂敷四枚
三、布袋三枚
○同押第一三一五号（同）
一、換価金一、四五四円
二、竹籠一個
三、風呂敷五枚
四、布袋二個
五、シャツ一枚
○同押第一三一六号（同）
一、換価金一、九六七円
二、リックサック一個
三、風呂敷一枚
○同押第一三一七号（同）
一、換価金二、三二一円
二、風呂敷二枚
三、革靴一個
四、布袋二枚
○同押第一三一八号（同）
一、換価金一、一三一円
二、ブリキ一個
三、風呂敷二枚
四、布袋二枚
○同押第一三一九号（同）
一、換価金一、七七七円
二、風呂敷二枚
三、布袋二枚
○同押第一三二〇号（同）
一、換価金五八九円
二、風呂敷一枚
三、布袋一枚

○同押第一三二一号（同）
一、換価金一、八一七円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
四、ボール箱二個
○同押第一三二二号（同）
一、換価金一、二五〇円
二、竹手提籠二個
三、布袋一枚
四、風呂敷五枚
○同押第一三二三号（同）
一、換価金八六五円
二、風呂敷三枚
三、布袋一枚
四、ボール箱一個
○同押第一三二四号（同）
一、換価金一、六六一円
二、リックサック一個
三、風呂敷一枚
○同押第一三二五号（同）
一、換価金一、六六七円
二、リックサック一個
三、布袋一枚
○同押第一三二六号（同）
一、換価金一、六五〇円
二、風呂敷一枚
三、布袋二枚
○同押第一三二七号（同）
一、換価金一、九八四円
二、現金四五円
三、風呂敷三枚
四、布袋一枚
○同押第一三二八号（同）
一、換価金二、六一九円
二、リックサック一個
三、布袋五枚
四、風呂敷一枚
○同押第一三二九号（同）
一、換価金一、八八〇円
二、風呂敷五枚
三、布袋三枚
○同押第一三三〇号（同）
一、換価金二、〇九四円
二、竹籠一個
三、布袋二枚
四、風呂敷一枚
○同押第一三三一号（同）
一、換価金二、一〇九円
二、リックサック一個
三、風呂敷四枚
四、布袋二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　沼田区検察庁
○昭和二十六年押第一号（被疑者青木一郎食糧管理法違反事件）
一、換価金千五百五十一円

○同押第一二号（同浅見なか同）
一、同　千七百五十二円
○同押第二四号（同松田ハル同）
一、同　千六百六円
○同押第三一号（同鈴木茂同）
一、同　千八百二十五円
○同押第三四号（同不詳同）
一、同　二万二千七百五十三円八十三銭
二、リュックサック　一個
三、布袋　四〇枚
四、風呂敷　二一枚
五、足袋　一足
六、靴下　一足
七、紙袋　一二枚
八、弁当箱　九個
○同押第三五号（同）
一、換価金四百三十五円五十三銭
二、南京袋一枚
三、調刻刀一丁
○同押第一〇四号（同星野一男同）
一、換価金千五百十五円
○同押第一〇五号（同中野みさ子同）
一、同　九百二円
○同押第一〇七号（同提太一同）
一、同　千二百十九円
○同押第一〇八号（同佐々木三男同）
一、同　千五百四円
○同押第一一〇号（同高橋春夫同）
一、同　千八十四円
○同押第一一三号（同不詳同）
一、同　五百七十四円
二、布製袋一枚
○同押第一一四号（同）
一、換価金六千六百二円
二、リュックサック三個
三、風呂敷一〇枚
四、布袋七枚
五、紙袋四枚
○同押第一一八号（同）
一、換価金三千三十円
二、リュックサック一個
三、布袋五枚
四、南京袋一枚
五、風呂敷三枚
六、紙袋二枚
○同押第一一九号（同）
一、換価金八百二十円
二、リュックサック　一個
三、布袋一枚
○同押第一二一号（同大竹光夫同）
一、換価金千七百八十九円
○同押第一二九号（同酒井千恵同）
一、同　五千八百十五円
○同押第一三二号（同山崎コト同）
一、同　八千五百二十一円

○同押第一四一号（同根岸保司同）
一、同　三千五百三十三円四十二銭
○同押第一八七号（不詳同）
一、同　三千六百六十一円
○同押第二一七号（同）
一、同　九百二円
二、背広一着
三、風呂敷二枚
四、布袋一枚
五、弁当箱二個
○同押第二七二号（同）
一、換価金二千九円
二、手提袋一個
三、風呂敷一枚
四、布袋五枚
五、レインコート一着
○同押第二八一号（同）
一、換価金三千六百三十六円八十二銭
二、リュックサック　二個
三、南京袋三枚
四、風呂敷二枚
五、ボール箱三個
六、布袋一枚
○同押第二八六号（同）
一、換価金二千二百九十五円
○同押第二九一号（同）
一、同　八百十四円五十七銭
二、同　六百四十円
○同押第三一五号（同）
一、同　千百四十八円
○同押第三一七号（同）
一、同　九千九百五十円
二、風呂敷八枚
三、布袋八枚
四、リュックサック　一個
○同押第三三二号（同石井宗助同）
一、換価金五千三百一円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　佐賀地方検察庁
○昭和二十五年領第五三三号（朴性斗こと小路茂詐欺事件）
一、現金六千五百円
○昭和二十六年領第四五一号（高尾禱雄外一名恐喝事件）
一、革サック付外国製ナイフ　一本
○同領第二一三三号（古川年秋窃盗事件）
一、紺色ズボン　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　佐賀区検察庁
○昭和二十六年領第一一八三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千一百六十一円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　葛城区検察庁
○昭和二十六年領第一四五号（不詳食糧管理法違反事件）
一、糯米換価金　百五十四円
二、布袋一枚
○同領第一四六号（不詳同）
一、玄米換価金　一千二百十九円
二、布袋二枚
○同領第一四七号（不詳同）
一、玄米換価金　一千六十四円
二、布袋二枚
三、風呂敷一枚
○同領第一四八号（不詳同）
一、押麦換価金　五百五十円
二、糯米換価金　百十円
三、布袋二枚
○同領第一四九号（不詳同）
一、玄米換価金　九百四十八円
二、紙袋二枚
○同領第一五〇号（不詳同）
一、大豆換価金　六百二円
二、紙袋一枚
○同領第一五一号
一、糯米換価金　六百八十五円
二、紙袋一枚
○同領第一五二号（不詳同）
一、押麦換価金　六百三十九円
二、風呂敷一枚
○同領第一五三号（不詳同）
一、白米換価金　一千百三円
二、布袋二枚
○同領第一五四号（不詳同）
一、糯米換価金　五百七十円
二、紙袋一枚
○同領第一五五号（不詳同）
一、白米換価金　六百十六円
二、糯米換価金　八十二円
三、紙袋一枚
四、風呂敷一枚
○同領第一五六号（不詳同）
一、玄米換価金　九百六十七円
二、紙袋一枚
○同領第一五七号（不詳同）
一、白米換価金　五百三十三円
二、紙袋一枚
三、セメント紙袋　一枚
○同領第一五八号（不詳同）
一、白米換価金　五百七十四円
二、紙袋一枚
○同領第一五九号（不詳同）
一、玄米換価金　五百三円
二、紙袋一枚
○同領第一六〇号（不詳同）
一、白米換価金　四百五十一円
二、紙袋一枚
○同領第一六一号（不詳同）
一、白米換価金　一千六十六円
二、紙袋一枚

○同領第一六二号（不詳同）
一、白米換価金　二千二百九十五円
二、紙袋五枚
三、風呂敷五枚
○同領第一六三号（不詳同）
一、白米換価金　二千六百六十四円
二、紙袋五枚
三、風呂敷五枚
○同領第一六四号（不詳同）
一、白米換価金　二千二百九十五円
二、紙袋三枚
三、風呂敷三枚
四、麻袋一枚
○同領第一六五号（不詳同）
一、白米換価金　二千五百四十一円
二、紙袋四枚
三、風呂敷五枚
○同領第一六六号（不詳同）
一、白米換価金　二千五百円
二、紙袋四枚
三、風呂敷四枚
○同領第一六七号（不詳同）
一、糯米換価金　九百二十四円
二、紙袋二枚
三、風呂敷三枚
○同領第一六八号（不詳同）
一、押麦換価金　二千八円
二、紙袋三枚
三、布袋一枚
四、風呂敷三枚
○同領第一六九号（不詳同）
一、糯米換価金　二千五百円
二、紙袋三枚
三、麻袋一枚
四、布袋二枚
○同領第一七〇号（不詳同）
一、白米換価金　二千四百五十九円
二、紙袋四枚
三、風呂敷四枚
四、布袋一枚
○同領第一七一号（不詳同）
一、白米換価金　二千四百五十九円
二、風呂敷三枚
三、リックサック　一個
四、布袋一枚
五、布提袋一枚
○同領第一七二号（不詳同）
一、白米換価金　一千百八十九円
二、紙袋二枚
三、風呂敷三枚
四、布袋一枚
五、手提袋一個
○同領第一七三号（不詳同）
一、白米換価金　二千二百九十五円
二、紙袋及び布袋　五枚
三、風呂敷四枚
四、手提籠一個
五、紙函一個

○同領第一七四号（不詳同）
一、白米換価金　一千百七円
二、紙袋四枚
三、麻袋一枚
四、布袋一枚
五、風呂敷一枚
○同領第一七五号（不詳同）
一、白米換価金　二千四十九円
二、紙袋五枚
三、風呂敷五枚
○同領第一七六号（不詳同）
一、白米換価金　二千六百六十五円
二、紙袋四枚
三、風呂敷三枚
○同領第一七七号（不詳同）
一、押麦換価金　五百十一円
二、紙袋一枚
○同領第一七八号（不詳同）
一、押麦換価金　一千百三十二円
二、麻袋一枚
○同領第一七九号（不詳同）
一、白米換価金　二千六百六十五円
二、紙袋四枚
三、風呂敷二枚
○同領第一八〇号（不詳同）
一、白米換価金　一千九百二十六円
二、紙袋一枚
三、布袋一枚
四、風呂敷三枚
○同領第一八一号（不詳同）
一、白米換価金　一千五百五十七円
二、紙袋一枚
三、風呂敷三枚
○同領第一八二号（不詳同）
一、玄米換価金　五百四十二円
二、紙袋一枚
○同領第一八三号（不詳同）
一、白米換価金　五百三十三円
二、紙袋一枚
三、風呂敷一枚
○同領第一八四号（不詳同）
一、玄米換価金　六百五十八円
二、紙袋一枚
○同領第一八五号（不詳同）
一、白米換価金　五百五十三円
二、紙袋一枚
○同領第一八六号（不詳同）
一、玄米換価金　一千百六十一円
二、紙袋一枚
○同領第一八七号（不詳同）
一、白米換価金　五百三十三円
二、紙袋一枚
○同領第一八八号（不詳同）
一、白米換価金　一千六十六円
二、紙袋一枚
○同領第一八九号（不詳同）
一、玄米換価金　三百六十九円
二、布袋一枚

○同領第一九〇号（不詳同）
一、玄米換価金　一千百二十二円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
○同領第一九一号（不詳同）
一、白米換価金　四百十円
二、紙袋一枚
○同領第一九二号（不詳同）
一、白米換価金　二百八十七円
二、風呂敷一枚
三、布袋一枚
○同領第一九三号（不詳同）
一、玄米換価金　一千二百三十八円
二、麻袋一枚
○同領第一九四号（不詳同）
一、玄米換価金　一千二百七十七円
二、麻袋一枚
○同領第一九五号（不詳同）
一、白米換価金　百二十三円
二、紙袋一枚
○同領第一九六号（不詳同）
一、玄米換価金　二百七十一円
二、紙袋一枚
○同領第一九七号（不詳同）
一、白米換価金　八百六十一円
二、紙袋一枚
三、紙袋一枚
○同領第一九八号（不詳同）
一、白米換価金　一千百四十八円
二、風呂敷一枚
○同領第一九九号（不詳同）
一、白米換価金　四十一円
二、風呂敷一枚
○同領第二〇〇号（不詳同）
一、玄米換価金　百十六円
二、布袋一枚
○同領第二〇一号（不詳同）
一、玄米換価金　八百十三円
二、布袋二枚
三、風呂敷一枚
○同領第二〇二号（不詳同）
一、白米換価金　五百七十四円
二、布袋一枚
三、紙袋一枚
○同領第二〇三号（不詳同）
一、玄米換価金　八百五十一円
二、紙袋一枚
○同領第二〇四号（不詳同）
一、押麦換価金　三百六十五円
○同領第二〇五号（不詳同）
一、押麦換価金　四百七十五円
二、紙袋一枚
○同領第二〇六号（不詳同）
一、押麦換価金　六百五十七円
二、ドンゴロス　一枚
○同領第二〇七号（不詳同）
一、押麦換価金　九百四十九円
二、麻袋一枚

○同領第二〇八号（不詳同）
一、押麦換価金　六百二十一円
二、紙袋一枚
○同領第二〇九号（不詳同）
一、押麦換価金　五百八十四円
二、紙袋一枚
○同領第二一〇号（不詳同）
一、押麦換価金　三百二十九円
二、紙袋一枚
三、布袋一枚
○同領第二一一号（不詳同）
一、押麦換価金　六百五十七円
二、ドンゴロス　一枚
○同領第二三九号（不詳同）
一、玄米換価金　八百十三円
二、黒色袋二枚
三、風呂敷二枚
○同領第三三一号（不詳同）
一、白米換価金　五百三十三円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
○同領第三三二号（不詳同）
一、白米換価金　五百三十三円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
○同領第三三五号（不詳同）
一、手提袋一個
二、布袋四枚
三、風呂敷二枚
四、糯米同　七百四十七円七十一銭
五、白米換価金　三百二十七円八十六銭
○同領第三三六号（不詳同）
一、紙袋一枚
二、押麦換価金　三百二十九円
○同領第三四四号（不詳同）
一、玄米換価金　七百三十九円
二、布袋二枚
三、風呂敷一枚
○同領第三四五号（不詳同）
一、白米換価金　七百七十八円六十八銭
二、押麦同　百九円五十一銭
三、紙袋一枚
四、風呂敷一枚
五、布袋一枚
○同領第三五三号（不詳同）
一、糯米換価金　二千百五十四円
二、紙袋二枚
三、リックサック　二個
四、風呂敷一枚
○同領第三五四号（不詳同）
一、糯米換価金　一千百四十三円
二、紙袋二枚
○同領第三五五号（不詳同）
一、白米換価金　二千七百四十四円
二、紙袋二枚

三、風呂敷　三枚
四、布袋　一枚
○同領第三五六号（不詳同）
一、白米換価金　二千三百三十五円
二、紙袋　三枚
三、風呂敷　三枚
○同領第三五七号（不詳同）
一、白米換価金　一千九百六十六円
二、紙袋　一枚
三、布袋　一枚
四、風呂敷　一枚
五、リックサック　一個
○同領第三五八号（不詳同）
一、白米換価金　一千七百六十一円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　二枚
四、布袋　一枚
○同領第三五九号（不詳同）
一、白米換価金　二千百七十一円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、リックサック　一個
○同領第三六〇号（不詳同）
一、白米換価金　二千二百九十四円
二、風呂敷　二枚
三、紙袋　三枚
四、帯　一本
○同領第三六一号（不詳同）
一、白米換価金　二千二百五十三円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　三枚
○同領第三六二号（不詳同）
一、白米換価金　二千七円
二、紙袋　三枚
三、風呂敷　三枚
四、布袋　一枚
○同領第三六三号（不詳同）
一、白米換価金　一千三百十一円
二、紙袋　三枚
三、風呂敷　三枚
○同領第三六四号（不詳同）
一、白米換価金　一千九百二十五円
二、紙袋　三枚
○同領第三六五号（不詳同）
一、白米換価金　一千四百三十四円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三六六号（不詳同）
一、白米換価金　二千九百六十六円
二、紙袋　二枚
三、布袋　一枚
四、風呂敷　一枚
○同領第三六七号（不詳同）
一、白米換価金　一千六百三十八円
二、紙袋　三枚
三、風呂敷　三枚
○同領第三六八号（不詳同）
一、白米換価金　一千七百六十一円
二、麻袋　一枚
三、布袋　一枚
四、紙袋　一枚
五、風呂敷　四枚

大宮区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第三四六八号（渡辺音吉食糧管理法違反事件）
一、換価代金　八百十二円
○同押第三三七一号（小林テル子同）
一、同　二千六百五十円
○同押第三三七〇号（天野きみ同）
一、同　二千三百八十七円
○同押第三三六七号（須藤とし同）
一、同　九百七十五円
○同押第二六五二号（小川貞二窃盗事件）
一、国防色交織生地　三ヤール
○同押第三四七〇号（宮沢進食糧管理法事件）
一、換価代金　三百九十七円
○同押第一八二三号（磯部盛八郎贓物故買事件）
一、黒革女物サンダル　一足

白河区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第三三七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　一〇〇枚
二、紙袋　一〇枚
三、布袋　四枚
四、リュックサック　一箇
○同押第三三八号（同）
一、紙袋　六枚
○同押第三三九号（同）
一、紙袋　一五枚
二、風呂敷　一七枚
○同押第三四〇号（同）
一、紙袋　六枚
○同押第三四一号（同）
一、同　一七枚
○同保第五四五号（同）
一、換価金　一万四千八百四十三円
○同保第五四六号（同）
一、同　七千六十円
○同保第五四七号（同）
一、同　一万六千三百四十七円
○同保第五四八号（同）
一、同　五千九百十二円
○同保第五五五号（同）
一、同　十一万二千三百七十九円

巻区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第四七二号（吉田丈太郎こと三吾平七食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千三百五十二円

松江地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領置第六四〇号（浜田梅代に対する酒税法違反被疑事件）
一、約三升容甕　一個

苫小牧区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十三年押第四五号（大塚実治食糧管理法違反事件）
一、米換価金　百三十四円四十八銭
○昭和二十五年押第一九九号（許成浩同）
一、同　千八百十五円五十銭
○同押第二〇一号（金白二同）
一、同　千八百十五円五十銭
○同押第二五一号（佐々木マサミ同）
一、同　五百七十五円二十六銭
○同押第四二七号（鈴木春同）
一、同　四百十円
○昭和二十六年押第四三号（阿部繁雄狩猟法違反事件）
一、カスミ網　二枚
○同押第六一号（渡辺ミツ食糧管理法違反事件）
一、米換価金　六百十六円
○同押第一一一号（高田孜窃盗事件）
一、弁当袋　一個
○同押第一一七号（雨宮昭二同）
一、ワイシャツ　一枚
二、靴バケ　一個
○同押第一一八号（斎藤光吉同）
一、焼酎　四合壜入半分
○同押第一五二号（野本甚之助外三名同）
一、注油機　一個
○同押第一六五号（碇谷広治傷害事件）
一、薪　一本
○同押第二九三号（菅野文雄窃盗事件）
一、チャック付財布　一個
二、現金　千百六十円
三、女頭髪ピン止　三個
四、領収書　一枚
五、到着諸掛金計算書　一枚
六、入場券　二枚
七、乗車券　二枚

村上区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年第一号（林一雄食糧管理法違反事件）
一、換価金　五、七三三円
○同第二号（小野勉同）
一、同　五、四〇五円
○同第三号（佐藤正同）
一、同　一、六八一円
○同第四号（松山徳太郎同）
一、同　八六一円
○同第五号（田村好雄同）
一、同　一、〇九六円
○同第六号（東秋男同）
一、同　八二〇円
○同第七号（川森建吾同）
一、同　一、〇九六円
○同第八号（安田忠男同）
一、同　一、〇九六円
○同第九号（高坪珍同）
一、同　八二〇円
○同第一二号（山中丈吉同）
一、同　四、五六五円
○同第一三号（森次力雄同）
一、同　一、一一〇円
○同第一四号（尾上作次同）
一、同　九八六円
○同第一五号（中島当次郎同）
一、同　九一三円
○同第一六号（渡辺清助同）
一、同　五、八四二円
○同第一七号（小林寛同）
一、同　二、九二二円
○同第一八号（森田太郎同）
一、同　四三八円
○同第一九号（千田幸三同）
一、同　五八四円
○同第二〇号（宮崎咲子同）
一、同　二五六円
○同第二一号（村上三郎同）
一、同　八七六円
○同第二二号（佐藤吉男同）
一、同　一、〇二二円
○同第二三号（佐々木万四郎同）
一、同　五一一円
○同第二四号（横久某同）
一、同　一、〇二二円
○同第三二号（南木一夫同）
一、同　四三四円
○同第三三号（仲下良作同）
一、同　六七七円
○同第三四号（茶谷久次郎同）
一、同　三二九円
○同第三五号（石田シズイ同）
一、同　七三〇円
○同第三六号（高輪工業會同）
一、同　六一六円
○同第三七号（金城明吉同）
一、同　七三〇円
○同第三八号（堀口定夫同）
一、同　一四六円
○同第三九号（高井千代同）
一、同　六九四円
○同第四〇号（三浦和七同）
一、同　二三八円
○同第四一号（橘正夫同）
一、同　一四六円
○同第四五号（藤井助次郎同）
一、同　四、一六二円
○同第四六号（松田勝同）
一、同　八七六円
○同第四七号（上田進同）
一、同　二、八一三円
○同第四八号（六田忠正同）
一、同　五四八円
○同第四九号（藤井金吾同）
一、同　一、〇二二円
○同第五〇号（佐々木由蔵同）
一、同　六二一円
○同第五一号（丹羽金一同）
一、同　一、八六二円
○同第五二号（吉田商店同）
一、同　四六一円
○同第五三号（山田勇同）
一、同　一、八九九円
○同第五四号（吉本文夫同）
一、同　一、〇五九円
○同第五五号（山田国治同）
一、同　一、九三六円
○同第五六号（伊藤伝次同）
一、同　八七六円
○同第五七号（申谷次郎同）
一、同　四七五円
○同第六〇号（桜田角太郎同）
一、同　八二〇円
○同第六一号（佐々木幸吉同）
一、同　一、〇九六円
○同第六二号（良川五万同）
一、同　五三三円
○同第六三号（山本三吉同）
一、同　五、五八九円
○同第六四号（竹中勇同）
一、同　一、〇九六円
○同第六五号（今村良夫同）
一、同　五四八円
○同第六六号（成瀬清治同）
一、同　三、二一二円
○同第六七号（永田善一郎同）
一、同　一、二二三円

○同第六八号（谷キヌ同）
一、同　一、八三三円
○同第七一号（被疑者不詳同）
一、同　三五一円
○同第七六号（石原貢同）
一、同　三、一四〇円
○同第七七号（菅原富太郎同）
一、同　七三〇円
○同第七八号（吉田一夫同）
一、同　一、八二五円
○同第七九号（森川ツネ同）
一、同　四六一円
○同第八〇号（吉本秀雄同）
一、同　六四三円
○同第八三号（被疑者不詳同）
一、同　一、四五九円
○同第八四ノ一号（同）
一、同　一、二三一円
○同第八四ノ二号（高津長次郎同）
一、同　二、一八〇円
○同第八五号（上田次郎同）
一、同　二、一九二円
○同第八六号（中川義男同）
一、同　六五一円
○同第八七号（吉川高明同）
一、同　三四五円
○同第八八号（田中誠同）
一、同　六〇五円
○同第八九号（小仲俊同）
一、同　五四三円
○同第九〇号（三浦船員同）
一、同　七九六円
○同第九一号（審川美津同）
一、同　四三四円
○同第九二号（太田トミ子同）
一、同　五四三円
○同第九三号（山際蔵一同）
一、同　二、六四二円
○同第九四号（小川フミ同）
一、同　八四五円
○同第九九号（被疑者不詳同）
一、同　一、四〇〇円

可部区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第一〇七九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百六十二円
二、布袋　一枚
三、紙函　一箇
○同押第一〇七八号（同）
一、換価金　九百九十八円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一一三九号（同）
一、換価金　一三百三十三円
二、衣類　八枚
三、風呂敷　五枚
四、リュックサック　一箇
五、袋　二枚
六、バンド　三枚
七、老眼鏡　一箇
八、ハブラシ　一箇
九、弁当箱　一箇
○同押第一一三八号（同）
一、換価金　二百六十九円
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一一三七号（同）
一、換価金　千百九十一円
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
四、籠　二箇
○同押第一一三六号（同）
一、換価金　二百三十七円
二、袋　一枚
○同押第一一三五号（同）
一、換価金　千円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、竹籠　一箇
○同押第一一三四号（同）
一、換価金　二百八十六円
二、袋　二枚
三、風呂敷　三枚
○同押第一四三号（氏名不詳臨時物資需給調整法違反事件）
一、布袋　一枚
二、換価金　八十四円四十銭
三、布袋　一枚
四、換価金　三百五十円四十五銭
五、木箱　一箇
六、叺　一箇
七、換価金　千二十四円十四銭
○同押第一一四二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　一枚
二、換価金　千十五円
三、布袋　三枚
四—六、換価金　二百五十五円九十六銭
七、風呂敷　一枚
八、換価金　百十三円四十銭
九、布袋及風呂敷　二枚
十—十一、換価金　百六十四円八十一銭
十二、風呂敷　二枚
十三—十四、換価金　百十八円十四銭
十五、布袋　二枚
十六—十七、換価金　八十八円七十銭
十八、布袋　一枚
十九、換価金　二百四十四円五十五銭
二十、麻袋　一枚
二十一、換価金　五十九円十七銭
二十二、風呂敷　三枚
二十三—二十五、換価金　三百三十四円三十三銭
二十六、布袋　三枚
二十七—二十九、換価金　三百十円七十三銭
三十、風呂敷　一枚
三十一、換価金　六十三円三十銭
三十二、布袋　五枚
三十三—三十九、換価金　四百九十二円四十銭
四十、風呂敷　二枚
四十一—四十二、換価金　二百二十五円七十八銭
四十三、風呂敷　二枚
四十四—四十五、換価金　四百二十四円七十六銭
四十六、風呂敷　三枚
四十七—四十九、換価金　千三百六十七円二十銭
五十、布風呂敷　四枚
五十一—五十四、換価金　七百二十二円六十二銭
五十五、布袋　四枚
五十六、風呂敷　二枚
五十七—六十二、換価金　千四百三十三円五十六銭
六十三、布袋　三枚
六十四—六十六、換価金　千四百六十六円五銭
六十七、布袋　一枚
六十八、換価金　二百三十五円九十五銭
六十九、布袋　一枚
七十、換価金　百五十二円八十七銭
七十一、風呂敷　一枚
七十二、布袋　二枚
七十三—七十五、換価金　八百二円九十二銭
七十六、風呂敷　二枚
七十七—七十八、換価金　三百九十五円十九銭
七十九、布袋　一枚
八十、風呂敷　二枚
八十一—八十三、換価金　千二百四十八円十一銭
八十四、風呂敷　二枚
八十五—八十六、換価金　三百十六円八十九銭
八十七、麻袋　一枚
八十八、布袋　一枚
八十九、換価金　千三百五十四円八十五銭
九十、布袋　一枚
九十一、麻袋　二枚
九十二—九十四、換価金　千三百九円九十銭
九十五、布袋　十枚
九十六、風呂敷　二枚
九十七—一〇一、換価金　二千五百八十一円九銭
一〇二、米袋　二枚
一〇三、風呂敷　一枚
一〇四—一〇六、換価金　九百三十五円十二銭
一〇七、布袋　一枚
一〇八、風呂敷　一枚
一〇九、換価金　千七百九十七円六十二銭
一一〇、米袋　二枚
一一一、風呂敷　一枚
一一二—一一四、換価金　千十円十一銭
一一五、布袋　二枚
一一六—一一七、換価金　二百六十五円五十七銭
一一八、風呂敷　二枚
一一九、布袋　一枚
一二〇、換価金　二千四円三銭
一二一、布袋　一枚
一二二—一二四、換価金　五百七十六円
一二五、風呂敷　一枚
一二六、換価金　百三十三円六十四銭
一二七、布袋　一枚
一二八、換価金　三百二円四十八銭
一二九、布袋　一枚
一三〇、換価金　九百五十七円三十七銭
一三一、木箱　一箇
一三二、換価金　九百十五円四十銭
一三三—一三七、同　千九百二十四円
一三八、袋　四枚
一三九、風呂敷　一枚
○同押第一二〇一号（同）
一、換価金　二千七十七円
二、麻袋　一枚
三、白木綿袋　二枚
四、黒風呂敷　一枚

日下部区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第四二四号（不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一万一千四百六十三円五十二銭
二、風呂敷　十三枚
三、籠　五箇
四、布袋　一枚
五、紙袋　一〃
○同押第四二九号（不詳同）
一、十一万四千百六十一円也
二、紙袋　二十六枚
三、布袋　五十〃
四、風呂敷　九十二〃
五、麻袋　六〃
六、リュックサック　一〃

福井地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第九七二号（被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、セメント袋　一
二、米換価金　千六十一円
○同領第一〇二二号（被疑者不詳同）
一、同　千五百六円二十銭
二、布製袋　一
三、風呂敷　一
○同領第一〇二三号（被疑者不詳同）
一、米換価金　四百六十五円三十銭
二、布製袋　一
三、風呂敷　一
○同領第九三八号（川本松文こと李松文同）
一、米換価金　千四十四円
○同領第九七八号（被疑者不詳同）
一、同　千二百四円
二、リュックサック　一
○同領第一〇二一号（被疑者不詳同）
一、米換価金　六百六十六円七十銭
二、風呂敷　一
○同領地第四二〇号（松井春夫同）
一、綿製袋　一
二、米換価金　千三百六十三円
○同地第四二四号（松崎富蔵同）
一、同　千六百八十一円
二、白袋　一
○同領第一〇二〇号（被疑者不詳同）
一、米換価金　二百八十七円八十銭
二、樽　一
○同領第九八〇号（被疑者不詳同）
一、米換価金　千二百四円
二、リュックサック　一
○同領第九七二号（被疑者不詳同）
一、セメント袋　一
二、米換価金　千六十一円
○同領第一〇六四号（被疑者不詳同）
一、同　千九百十三円
二、白袋　一
○同領第一〇六三号（被疑者不詳同）
一、米換価金　九百八十六円
二、白袋　一
○同領第一〇五九号（被疑者不詳同）
一、米換価金　千百二円
二、袋　一

昭27.1.26.　第7513号

○同領第一〇六〇号（被疑者不詳同）
一、米換価金　千百六十円
二、白袋一
○同領第一〇六一号（被疑者不詳同）
一、米換価金　二千三百十九円
二、風呂敷一
○同領第一〇四九号（被疑者不詳同）
一、米換価金　二百六十一円
二、トランク（中に袋一個在中）
○同領第一〇四八号（被疑者不詳同）
一、米換価金　四百六円
二、トランク（中に白袋一個在中）
○同領第一〇四七号（被疑者不詳同）
一、米換価金　八百七十円
一の二、リックサック（袋及洗面袋在中）
○同領第一〇四六号（被疑者不詳同）
一、米換価金　二百九十円
一の二、風呂敷及袋　各一
○同領第一〇四五号（被疑者不詳同）
一、米換価金　二百九十円
一の二、風呂敷二
○同領第一〇四四号（被疑者不詳同）
一、米換価金　千百六十円
一の二、セメント袋一
○同領第一〇四三号（被疑者不詳同）
一、米換価金　六百六十七円
一の二、風呂敷一
○同領第一〇四二号（被疑者不詳同）
一、米換価金　千二百十八円
一の二、セメント袋一
○同領第一〇四一号（被疑者不詳同）
一、米換価金　六百六十七円
二、白袋一
○同領第一〇四〇号（被疑者不詳同）
一、米換価金　九百二十八円
一の二、セメント袋一
○同領第一〇三九号（被疑者不詳同）
一、米換価金　九百五十七円
一の二、セメント袋一
○同領第一〇三八号（被疑者不詳同）
一、米換価金　千四百二十一円
一の二、紙袋一
○同領第一〇三七号（被疑者不詳同）
一、米換価金　九百八十六円
一の二、セメント袋一
○同領第一〇三六号（被疑者不詳同）
一、米換価金　千四十四円
一の二、タオル入風呂敷一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　水沢区検察庁

○昭和二十六年押第一号（佐藤正一食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百七十四円
○同押第二号（佐藤あさ子同）
一、同　七百六十二円二十八銭
○同押第三号（今井秀夫同）
一、同　一千三百九十三円
○同押第五号（谷内静子同）
一、同　五百九十四円
○同押第七号（被疑者不明同）
一、同　一千六百三十九円
○同押第八号（同）
一、同　二千百九十三円
○同押第一〇号（中村清三同）
一、同　一千六百八十四円
○同押第一五号（竹畑金三郎同）
一、同　一千六百八十九円
○同押第一六号（田村信二同）
一、同　七千七百五十二円
○同押第一八号（豊村永五同）
一、同　二千二百六十三円
○同押第一九号（宇佐美秀三同）
一、同　一千九百六十七円
○同押第二〇号（木村清吉同）
一、同　一千七百七十五円
○同押第二三号（勝又常雄同）
一、同　六千五百五十七円
○同押第二五号（被疑者不明同）
一、同　五千九百八十一円
○同押第二七号（山本一郎同）
一、同　一千七百六十六円
○同押第二八号（小原タリ同）
一、同　六千二百九十三円
○同押第三〇号（加藤キミ同）
一、同　一千九百三十一円
○同押第三一号（阿部三郎同）
一、同　一千百八十二円
○同押第三三号（被疑者不明同）
一、同　四千二百二十四円
○同押第三四号（同）
一、同　七百四十四円
○同押第三七号（佐藤文男同）
一、同　四千二百十円
○同押第三八号（小野寺忠男同）
一、同　九百二十二円
○同押第四〇号（金有琳同）
一、同　三百八十四円九十三銭
○同押第四一号（金英順同）
一、同　八百七十九円八十四銭
○同押第四四号（被疑者不明同）
一、同　二千六百四十七円
○同押第四五号（同）
一、同　一千三百五十三円
○同押第四六号（同）
一、同　三千百九十三円
○同押第四七号（池二叔同）
一、同　二千九百二円
○同押第五二号（被疑者不明同）
一、同　三千五百二十六円
○同押第五三号（同）
一、同　三千二十九円
○同押第五八号（吉田善男同）
一、同　四百六十七円四十一銭
○同押第五九号（佐々木勝太郎同）
一、同　一千二百三十七円
○同押第六〇号（被疑者不明同）
一、同　二千百八円
○同押第六一号（谷内静子同）
一、同　一千九円
○同押第六二号（被疑者不明同）
一、同　一千十九円
○同押第六三号（同）
一、同　九百七十二円
○同押第六四号（同）
一、同　六百六十二円
○同押第六五号（同）
一、同　二千八百七十五円
○同押第六六号（同）
一、同　二千四十三円
○同押第六七号（高橋満次郎同）
一、同　二千七十円
○同押第六八号（佐藤源治郎同）
一、同　一千三百九円
○同押第六九号（庄子正一郎同）
一、同　九百五十二円
○同押第七〇号（小林勇同）
一、同　二千二百三十七円
○同押第七一号（加藤早見同）
一、同　一千九百五十一円
○同押第七二号（菊池ヒサ同）
一、同　二千三百八十円
○同押第七三号（山本忠夫同）
一、同　一千九十円
○同押第七四号（渡辺マン同）
一、同　一千四十七円
○同押第七七号（中村ヒデ同）
一、同　八百五十七円
○同押第七八号（小笠原セイ同）
一、同　二千三十六円八十五銭
○同押第七九号（山本香同）
一、同　一千五百三円
○同押第八〇号（森ヨシエ同）
一、同　三百二十六円六十一銭
○同押第八一号（小野寺丑三同）
一、同　一千三百三十二円五十銭
○同押第八二号（新田敏子同）
一、同　五百七十一円
○同押第八四号（小松みどり同）
一、同　七百十三円八十五銭
○同押第八五号（佐々木等同）
一、同　五百八十六円五十銭
○同押第八七号（田中風夫同）
一、同　六百六十六円
○同押第九四号（阿部ミサヲ同）
一、同　四百七十七円
○同押第九七号（谷内広子同）
一、同　三百三十七円八十八銭
○同押第九九号（菅原トヨ同）
一、同　五百四十四円四十六銭
○同押第一〇〇号（村上チヨ同）
一、同　五百三十九円九十六銭
○同押第一〇二号（被疑者不明同）
一、同　一千七百四十三円
○同押第一〇四号（同）
一、同　七百十二円十四銭
○同押第一〇六号（同）
一、同　七百十二円十四銭
○同押第一〇七号（同）
一、同　七百十二円十四銭
○同押第一〇八号（同）
一、同　一千二百四十五円
○同押第一一二号（菊地運一同）
一、同　一千三百五十六円
○同押第一一三号（被疑者不明同）
一、同　一千九百四円
○同押第一一四号（同）
一、同　一千二十九円
○同押第一一五号（同）
一、同　六百十九円
○同押第一一六号（同）
一、同　一千百六十七円
○同押第一一七号（桜井吉治同）
一、同　一千三百五十六円
○同押第一一八号（山田与七同）
一、同　六百七十五円七十七銭
○同押第一一九号（関根勝五郎同）
一、同　六百四十七円二十二銭
○同押第一二〇号（横山国行同）
一、同　七百七十五円七十一銭
○同押第一二一号（斎藤清人同）
一、同　八百九円九十銭
○同押第一三〇号（被疑者不明同）
一、同　一千四十一円
○同押第一三四号（和田ミツ子同）
一、同　一千百六十六円
○同押第一三八号（藤谷六郎同）
一、同　六百八十五円
○同押第一三九号（増田ハル同）
一、同　七百四十二円
○同押第一四三号（千葉愛子同）
一、同　二千八百八十一円
○同押第一四四号（佐藤テル同）
一、同　一千七百三十六円
○同押第一四九号（佐々木勝太郎同）
一、同　二千四百八十八円
○同押第一五〇号（小笠原セイ同）
一、同　八百八十五円十七銭
○同押第一六〇号（及川尚武同）
一、同　八百九円九十銭
○同押第一六三号（千田ヒデ子同）
一、同　二千四百六十八円
○同押第一五五号（高橋ナミ同）
一、同　一千四百九十七円
○同押第一六四号（佐々木マサ同）
一、同　二千四百一円
○同押第一六五号（鈴木ヨシ同）
一、同　一千八百二十二円
○同押第一六七号（小原実同）
一、同　二千四百七十四円
○同押第一六八号（木村忠雄同）
一、同　六千八百五円三十七銭
○同押第一六九号（被疑者不明同）
一、同　八百三十八円
○同押第一七〇号（同）
一、同　一千百五十六円
○同押第一七一号（同）
一、同　三百三十四円三十六銭
○同押第一七二号（同）
一、同　一千三百四十二円五十二銭
○同押第一七三号（同）
一、同　一千四百六十一円三十銭
○同押第一七四号（同）
一、同　七百十円五銭
○同押第一七五号（田村ことじ同）
一、同　一千八百九円三十二銭
○同押第一七七号（佐藤常雄同）
一、同　一千六百七十五円六十五銭
○同押第一七八号（村上はな同）
一、同　一千三百四十七円十五銭
○同押第一七九号（高橋正雄同）
一、同　八百三十五円八十二銭
○同押第一八〇号（本田マスエ同）
一、同　一千百九十七円六十銭
○同押第一八三号（被疑者不明同）
一、同　五百三円
○同押第一八五号（同）
一、同　百六十七円
○同押第一八六号（同）
一、同　一千六百十九円九十銭
○同押第一八七号（同）
一、同　一千七百三十一円九十銭
○同押第一八八号（同）
一、同　七百六十一円
○同押第一八九号（花井栄一同）
一、同　百円
○同押第一九三号（佐藤ヤエ同）
一、同　八百八十七円
○同押第一九五号（伊藤キヨ同）
一、同　二千二百八十円
○同押第一九六号（佐々木トキ同）
一、同　二千二百十五円
○同押第一九七号（被疑者不明同）
一、同　一千六十六円
○同押第一九八号（同）
一、同　五百七十九円
○同押第二〇〇号（山口ハル同）
一、同　八百七十八円二十銭
○同押第二〇一号（小松ミツエ同）
一、同　四百八十七円九十銭

○同押第二〇二号（浅井テル同）
一、同　七百四十七円
○同押第二〇三号（村上よし子同）
一、同　一千八円三十銭
○同押第二〇四号（熊谷定一同）
一、同　五百二十円六十五銭
○同押第二〇五号（小野寺サヨ子同）
一、同　九百八十三円四十五銭
○同押第二〇六号（佐藤コハル同）
一、同　六百六十円六十銭
○同押第二〇七号（菅原みゑ同）
一、同　七百七十一円三十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　五所川原区検察庁

○昭和二十六年押第三九九号（被疑者不明食糧管理法違反事件）
一、米換価金　一千二百八十四円
二、南京袋一枚
○同押第四〇〇号（同）
一、米換価金　一千四百七十五円
二、風呂敷一枚
○同押第四二六号（大村直太郎同）
一、米換価金　一千七百二十二円
○同押第四二八号（伊藤勝美同）
一、同　三千三百円
○同押第四三六号（前田重太郎同）
一、同　六千二百五十三円
○同押第四六七号（桜庭彌三郎同）
一、同　一千六百三十八円六十八銭
○同押第四六八号（古川ちよ同）
一、同　一千一百九十円
二、同　三千二百五十四円二十八銭
○同押第四六九号（木村さよ同）
一、同　二千六百十七円
○同押第四七〇号（木村とみ同）
一、同　二千六百六十五円
○同押第四七一号（被疑者不明同）
一、同　四百九十四円六十九銭
二、布袋一枚
三、風呂敷一枚
○同押第四七二号（同）
一、米換価金　六千八百八十一円九十五銭
二、リュックサック　二個
三、麻袋三枚
四、風呂敷一枚
五、背負帯一本
○同押第四七三号（同）
一、米換価金　一千七百三十一円
二、リュックサック　一個
三、布袋一枚
○同押第四七四号（同）
一、米換価金　一千九百四円十銭
二、布製天幕　一枚
三、布袋二枚
○同押第四七五号（同）
一、米換価金　一千五百八十六円七十五銭
二、リュックサック　一個
三、布袋一枚
○同押第四七七号（同）
一、米換価金　五百一円九十九銭
二、白風呂敷一枚
三、布袋一枚
○同押第四七八号（同）
一、米換価金　一千六百三十二円九十一銭
二、ボール箱　一個
三、白布袋一枚
○同押第四七九号（同）
一、米換価金　九百五円八十九銭
二、風呂敷一枚
三、灰色布袋一枚
○同押第四八〇号（同）
一、米換価金　七百三十八円五十六銭
二、赤色布袋一枚
三、風呂敷一枚
○同押第四八一号（同）
一、米換価金　七百九十円四十九銭
二、白布袋一枚
○同押第四八二号（同）
一、米換価金　九百六十三円五十九銭
二、白布袋一枚
○同押第四八三号（同）
一、米換価金　八百三十六円六十五銭
二、手提籠一個
三、白布袋一枚
○同押第二三一号（工藤清一同）
一、米換価金　一千九百三円
○同押第三三八号（古川みさ同）
一、同　一千二百三十七円
○同押第四三五号（被疑者不明同）
一、同　一万一千九百二十八円
二、御用籠一個
三、同　一個
四、同　一個
五、風呂敷一枚
六、同　一枚
七、リュックサック　一個
八、ボール箱　一個
九、同　一個
一〇、同　一個
一一、同　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　群馬富田区検察庁

○昭和二十三年押第一三三号（青木正一食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　三四三円八一
○同第二〇五号（山本清同）
一、同　三九二、九三
○同第一三〇号（金沢けさ同）
一、同　四四二、〇四
○同第二一四号（丹治くら同）
一、同　三六八、三七
○同第二〇六号（斎藤三郎同）
一、同　四四二、〇四
○昭和二十四年押第二一三号（高橋八郎同）
一、同　五、五五二、三七
○同第三六七号（久保田梅子同）
一、同　二六五、二七
○同第二六号（斎藤勝明同）
一、同　七一二、六〇
○高崎区検察庁昭和二十三年押第一八八〇号（市川源蔵同）
一、同　一〇五、八〇
○同庁同第一九七九号（田村五郎同）
一、同　五九一、八五
○同庁同第一八二七号（佐藤チヨ同）
一、同　三四三、八一
○同庁同第二〇五三号（田村正三同）
一、同　三四九、六八
○同庁同第一九五五号（小島次郎同）
一、同　三二六、二五
○同庁昭和二十四年押第一七四号（柳沢きく同）
一、同　三九七、九〇
○同庁同第八二一号（清水元吉同）
一、同　六二四、二〇
二、風呂敷一枚
三、袋一枚
○東京北区検察庁昭和二十三年押八四五号（神戸正雄同）
一、換価金　三三三、六六
○同庁同第一七九五号（大槻三郎同）
一、同　五六三、六九
○東京区検察庁昭和二十四年押第六八五号（和田定一同）
一、同　一五九、三一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　台東区検察庁

○昭和二十六年押第一二五一号（竹内熊太郎窃盗被疑事件）
一、革製赤短靴一足
○同第一二五六号（山中善作同）
一、女物洋傘一本
○同第一二六六号（森政行同）
一、亜鉛板四枚
○同第一〇七六号（江崎和利同）
一、濃紺風呂敷一枚
○同第一二六〇号（菊地吉蔵贓物故買被疑事件）
一、国防色ズボン一本
二、丸首長袖シャツ二枚
三、白ワイシャツ一枚
四、開襟シャツ一枚
五、風呂敷一枚
○同第一〇三五号（大原一義窃盗被疑事件）
一、鉄道木綿ズボン一本
二、鉄道ズボン改造被服一枚
○同第一三二号（柏田リウ同）
一、現金百六円
二、都電乗車券三枚
○同第一三一八号（青木利男食糧管理法違反事件）
一、換価金千九百六十五円
○同第一〇四二号（小関歳三郎同）
一、同　五百三十三円
○同第一三〇三号（江村登窃盗被疑事件）
一、黒塗自転車一台
○同第一四二四号（市東七郎外一名同）
一、電路用ケーブル線五、五米
二、同右用覆パイプ二米
○同第一四〇六号（佐藤昭治同）
一、第一鉄製量水器保護蓋三枚
○同第一三九七号（小林正幸同）
一、写真器ウイリミー一ケ
○同第一〇七四号（太田宇忠同）
一、鉄骨三本
○同第一四七九号（山崎宗作同）
一、布製チャック付財布一ケ
二、現金七千六百八十円十銭
三、特殊郵便物受領書一枚
○同第一四八六号（田村義男同）
一、木綿製女物開襟シャツ一枚
二、木綿製白ズロース二枚
三、ナイロン製赤チャック付財布一ケ
四、竹製手提籠一ケ
五、化粧道具一式
六、ジュラルミン製箱一ケ
○同第一五二〇号（川村直彦同）
一、柏田リウ宛封書一通
二、小豆色小さい水玉模様ブラウス一枚
三、白子供半ズボン一本
四、子供ランニングシャツ一枚
五、人絹風呂敷一枚
○同第一三二七号（大沢安太郎同）
一、新聞紙二つ折財布一ケ
二、現金四百五十九円五十銭
三、黒革製外食券十五枚
○同第一五五七号（山上浅明贓物運搬被疑事件）
一、レールボンド銅線四本
○同第一五五二号（石井茂窃盗被疑事件）
一、赤ナイロン財布一ケ
二、現金四百十円五十銭
三、女下駄一足
○同第一五一六号（竹内タケ食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　二千二百六十円八十銭
○同第一五二三号（田原明窃盗被疑事件）
一、ナイロンバンド付八型丸腕時計一ケ
二、クローム側十型腕時計一ケ
三、現金三百円
○同第四八号（小川正男同）
一、赤地鶴模様反物一枚
○昭和二十五年押第三二四九号（百合野忠雄同）
一、赤色ナイロンチャック付財布一ケ
二、布製財布一ケ
○同第三二七七号（本和田信行同）
一、婦人用アメ色雨靴一足
○昭和二十六年押第一五二八号（志田安雄贓物運搬被疑事件）
一、白ワイシャツ一枚
○同第一五七五号（渡辺米吉同）
一、釘及雑裏剣百匁位一ケ
二、蒲団用のもの一枚
三、金網三枚
四、中古オーバー一枚
五、中古紺色学生服一枚
○同第一四一〇号（西川才治窃盗被疑事件）
一、白長ズボン一本
二、黒しるしはんてん一枚
○同第一四二八号（橋本光治同）
一、黒塗自転車一台
○同第一五〇一号（坂田安太郎同）
一、グリスポンプ一ケ
二、クリップ廻シ一ケ
三、作業ズボン一枚
四、白木綿ワイシャツ一枚
五、革バンド一本
○同第一四八七号（植田倫行同）
一、女物冬オーバー一着
○同第一四七六号（浅井竹一同）
一、スリーブガイト八ケ
二、バルブ十二ケ
○同押第一〇〇三号（吉沢貞造同）
一、雨用シート一枚
○同第一〇五〇号（鎌田俊夫贓物寄蔵被疑事件）
一、アルミニューム板一貫メ
○同第一〇八三号（金子常吉食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　六百六十八円二銭
○同第一〇八六号（大川よし同）
一、同　九百二円
○同第一一四一号（矢部勇吉窃盗被疑事件）
一、マンホール蓋一枚

昭27.1.26.　第7513号

○同第一二〇四号（東条良三同）
一、木綿茶色縞風呂敷　一枚
二、洗濯用石鹸　二ケ
○同第一二〇六号（白吉寅同）
一、コードカメラ　一ケ
二、オルガンミシン針　四〇包
三、青色人絹風呂敷　一枚
○同第一二四四号（武藤仁助同）
一、アイデアル石鹸六ケ入　一箱
二、マルセル石鹸丸型　二ケ
三、ミヨシマルセル石鹸角型　二ケ
四、チップ石鹸角型　二ケ
○同第一一三七号（小田川弘同）
一、制水弁蓋　三枚
○同第一〇九八号（田中武男贓物寄蔵被疑事件）
一、南京袋　一枚
○同第一〇四七号（郭順錫食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　八百六十一円
○同第一二四一号（小宮山四郎窃盗被疑事件）
一、茶色メリヤス風呂敷　一枚
二、絹女物単衣　一枚
三、ズック製手提袋　一ケ
四、木綿黒女物上衣　一枚
五、白木綿シャツ　一枚
六、白木綿腰巻　一枚
七、胃散　一罐
八、人絹草色風呂敷　一枚
○同第一〇六三号（村松信雄窃盗未遂被疑事件）
一、軽便カミソリ　一ケ
○同第一二六五号（宮本英治贓物収受被疑事件）
一、黒男物短靴　一足
二、チョコレート女物サンダル靴　一足
三、ヒスイユビワ（ケース付）　一ケ
四、唐草模様入風呂敷　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
釧路区検察庁

○昭和二十三年第一四一号（片石ナミ食糧管理法違反事件）
一、小豆
二、菜豆　｝換価金　二百五十二円
○同第一五五号（中村次郎同）
一、菜豆　換換金　五百十九円二十三銭
○同第一七二号（山中正男同）
一、大豆
二、小豆
三、澱粉
四、サッケ
五、木箱
六、叺
七、竹箱　｝同　三千二百六十三円五銭
○同第一七三号（山下松治同）
一、大豆
二、小豆
三、箱
四、南京袋
五、叺
六、木箱
七、紙袋　｝同　一千三百四十九円六十四銭
○同第一八六号（太田一夫同）
一、小豆　同　一千五百九十四円四十四銭
○同第一八七号（原本武彦同）
一、小豆
二、大豆
三、未粉澱粉　｝同　四千七百七十七円四十銭
○同第一八八号（山田吉三同）
一、大豆　同　一千六百五十九円四十四銭
○同第一八九号（大谷光弘同）
一、未粉澱粉　同　九百九十五円二十一銭
○同第一九〇号（良本昌雄同）
一、小豆
二、大豆
三、未粉澱粉　｝同　五千八百六十二円十六銭
○同第一九二号（桝谷時次郎同）
一、菜豆　同　一千八百六円八十六銭
○同第一九三号（松井裕郎同）
一、小豆　同　八百八十円四十七銭
○同第一九四号（延原正男同）
一、未粉澱粉
二、大豆　｝同　一千六百六十六円六十五銭
○同第二五四号（本間八重子同）
一、粳白米　同　三百十八円三十二銭
○同第二六六号（阿部キミ同）
一、同　七百九十五円八十七銭
○同第二七五号（佐々木源吉同）
一、未粉澱粉　換価金　一千百三十六円二十銭
○同第二九六号（本田與吉同）
一、粳白米　同　九百四十一円二十九銭
○同第二九七号（神丸直吉同）
一、粳白米　同　七百六十三円八十四銭
○同第三〇一号（野潟フミ同）
一、同　六百四十円六十四銭
○同第三〇二号（羽山正雄同）
一、同　一千百五十八円八銭
○同第三一四号（斎藤キク同）
一、粳精米　換価金　五百九十一円三十六銭
○同第三一七号（佐藤キヨ子同）
一、粳玄米　同　四百七十五円四十銭
○同第三一八号（上野久子同）
一、同　二百七十八円三十銭
○同第三三〇号（山田稔同）
一、小豆　換価金　二百十円二十四銭
○同第三三一号（加藤まさ同）
一、粳精米　同　五百六十四円七十二銭
○同第三四一号（七戸蔵同）
一、白米　同　一千五百五十九円五十六銭
○同第三四六号（山田某同）
一、菜豆　同　二千八百九十九円五十六銭
○同第三四七号（佐藤守同）
一、小豆
二、大豆　｝同　九百六十八円三十銭
○同第三五四号（山崎鉄工所同）
一、小豆
二、未粉澱粉　｝同　二千九百五十六円九十八銭
○同第三五五号（井上喜三郎同）
一、小豆　同　九百九十九円九銭
○同第三五六号（成田栄松同）
一、同　一千三百九十一円七十二銭
○同第三六一号（金川信吉同）
一、粳白米　換価金　二百四十六円四十銭
○同第三六三号（山田稔同）
一、小豆　同　三百十二円十銭
○同第三七一号（宮脇ペンキ店同）
一、菜豆　同　二百七十二円三十三銭
○同第三七三号（中沢吾市同）
一、精米　同　九百八十五円六十銭
○同第四〇一号（久保田テル同）
一、粳白米　同　五百十七円四十四銭
○同第四一六号（林一郎こと菊地新一同）
一、同　三百四十四円九十六銭
○同第四二〇号（大町仁平同）
一、澱粉製飴　換価金　一千九百七十六円五十銭
○同第四二四号（木村長作同）
一、粳精米　同　一千四百十七円二十銭
○同第四三三号（不明同）
一、大豆　同　九千八百三十七円三十銭
○同第四七八号（佐藤トミ同）
一、糯白米　同　七百二十円六十銭
○同第五〇〇号（金井浦治同）
一、小豆
二、竹行李（小）　｝同　五千八十七円九十九銭
○昭和二十六年第三号（前田一郎同）
一、菜豆
二、大豆　｝同　九千七十円
三、ムシロ
四、箱
五、麻袋
六、紙袋　｝同　百八十円
○同第四号（武中一夫同）
一、菜豆　同　四千六百三十六円
二、ムシロ
三、箱
四、麻袋
五、紙袋　｝同　百八十円
○同第六号（吉村某同）
一、小豆　同　九千二百七十一円
二、ムシロ
三、箱
四、麻袋
五、紙袋　｝同　百五円
○同第九号（氏名不詳同）
一、粳白米　同　一千六百七十一円
二、リュック　一
三、袋　一
四、ブリキ製罐　一
○同第一〇号（同）
一、小豆　換価金　一千五十九円
二、御用籠　一
三、ボール箱　一
○同第一二号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、生鮭　換価金　百六十円
二、リュック　一
三、ヒツカケ　一
四、作業衣下　一
五、帽子　一
○同第一三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、小麦粉　換価金　七百二十一円
二、紙袋　一
三、風呂敷（茶）　一
○同第一四号（同）
一、小麦粉　換価金　一千二百九円
二、布袋　一
三、リュック　一
○同第一五号（同）
一、小麦粉　換価金　七百二十一円
二、紙袋　一
三、風呂敷（縞）　一
○同第一六号（同）
一、小麦粉　換価金　一千六円
二、布袋　一
三、リュック　一
○同第一七号（同）
一、小麦粉　換価金　七百八十円
二、紙袋　一
三、風呂敷　一
○同第二四号（佐藤光義同）
一、粳白米　換価金　二千五百四十九円
○同第二五号（野沢フミ同）
一、粳白米　換価金　一千八百八十五円
○同第三五号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、生鮭　換価金　三百五十円
二、川舟　二
三、流網　二
○同第三六号（同）
一、生鮭　換価金　四百八十円
二、流網　二
○同第三七号（同）
一、生鮭　換価金　五千円
二、流網　二
○同第三八号（同）
一、生鮭　換価金　一千六百五十円
二、流網　七
三、差網　五
○同第三八号（同）
一、生鮭　換価金　一千八百円
二、流網　一
○同第四〇号（同）
一、生鮭　換価金　九千二百円
二、流網　七
○同第四一号（同）
一、同　一
○同第四二号（同）
一、生鮭　換価金　九百円
二、流網　五
○同第四七号（平田武士食糧管理法違反事件）
一、小豆　換価金　二万七千百二十七円
二、麻袋　同　三百八十円
○同第五二号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、生鮭　同　一千六百円
二、同　二百七十円
○同第五三号（同）
一、同　一万三千三百五十円
○同第五四号（同）
一、同　四千六百五十円
○同第五五号（同）
一、同　七千六百円
○同第五六号（同）
一、同　五百五十円
○同第五七号（同）
一、同　二百円
○同第五八号（同）
一、川舟　二
二、流網　一
○同第五九号（同）
一、生鮭　換価金　一千五百円
○昭和二十三年第三一九号（渡辺ヨシ子食糧管理法違反事件）
一、糯精米　換価金　五百三円六十九銭
○同第四〇三号（石田照市同）
一、粳白米　同　七百十九円四十八銭

○同第四六八号（工藤貞雄同）
一、押麦　同　二百六十五円二十九銭
二、粳白米　同　二百六十五円八十四銭
○同第四九九号（新井俊雄同）
一、未粉澱粉　同　七百七十二円四十二銭
○昭和二十四年第九号（山田一郎同）
一、裸麦　同　一千六百六十九円十四銭
○同第一一号（田中仁太郎同）
一、糯玄米　同　八百九十七円七十銭
○同第一八号（菊田正幸同）
一、玄裸麦　同　一千三百二十九円十三銭
○同第一九号（佐藤ミエ同）
一、精玄米
二、麦　｝同　六百七十八円五十四銭
○同第三五号（岩崎岩男同）
一、小麦粉　同　一千五百四十三円九十五銭
○同第七三号（浜本ヨシ子同）
一、粳白米　八百六十三円九十八銭
○同第七八号（山本国男同）
一、白米　同　七百四十三円五十二銭
○同第八一号（丁沢伊こと田中金一同）
一、玄小麦　同　七百六十八円三十二銭
○同第一〇四号（山中勝馬同）
一、小豆　同　一千七百五十七円十二銭
○同第一六八号（福島隆生鮮魚水産物取締規則違反事件）
一、煮タコ
二、目抜　｝同　二千八百六十九円十五銭
○同第一七〇号（今井芳雄食糧管理法違反事件）
一、丸麦　同　八百三十二円五十七銭
○同第一七二号（田中仁太郎同）
一、粳精米　同　五百三十九円六十五銭
○同第一九七号（近野文四郎同）
一、未粉澱粉　同　八百七十三円四銭
○同第二一一号（山田正夫生鮮水産物配給規則違反事件）
一、助宗鱈　同　三百十二円
○同第三三二号（松本三郎食糧管理法違反事件）
一、小豆　同　一千四百六十六円八十七銭
○同第二三四号（林久義同）
一、粳米　同　五百六十一円二十九銭
○同第二四四号（田村芳参同）
一、小豆　同　三千九百十四円七十八銭
○同第二六八号（和田金次同）
一、粳精米　同　一千九百四十四円四十九銭
○同第二七三号（渡辺ハヤ同）
一、白米　同　一千三百九十八円九十七銭
○同第二七五号（岡田勉同）
一、粳精米　同　七百五十四円二十銭
○同第二九八号（文野政一同）
一、大豆
二、小豆
三、樽　｝同　四千七百五十円九十五銭
○同第三七九号（太田良蔵同）
一、大豆　同　一千二百四十一円十銭
○同第三九五号（金本斗満同）
一、小豆　同　四百六十八円十五銭
○昭和二十五年第一四号（姜山福助こと姜承龍同）
一、同　二千三百七十五円六十八銭
○同第一二八号（孫金玉こと山本仙吉同）
一、粳白米　換価金　二千三百二円十銭
○同第一九〇号（西川一夫同）
一、小豆　同　一千八百六十八円七十銭
○同第二〇四号（吉村三郎同）
一、同　四千百五十円七十銭
○同第二三一号（松沢久治同）
一、菜豆
二、小豆　｝同　三千二百五十九円二十銭
○同第二三九号（山本一夫同）
一、菜豆　同　三千四百五十円七十銭
○同第二四五号（吉原信男同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　一万七十四円二十銭
○同第二五四号（夏山秀雄同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　六千六百十一円三十銭
○同第二五七号（川崎実同）
一、小豆　同　三千百十二円七十銭
○同第二八〇号（岩田伊三郎同）
一、小豆　同　一万四千二百八円六十銭
○同第二九八号（中山清美同）
一、同　八千六百八十六円六十九銭
○同第八一五号（氏名不詳同）
一、菜豆　換価金　二千百九十円
二、袋　三
○昭和二十六年第三一号（金泰見こと金田泰元同）
一、小豆　同　一千三百六十五円
○同第四五号（牧野善之丞外一名北海道漁業取締規則違反事件）
一、生鮭　同　五千三百二十四円
二、流網　一
○同第七三号（村上キミ子食糧管理法違反事件）
一、飴玉　同　二千八百五円
○同第九七号（佐藤はる同）
一、小豆　同　八百三円
○同第九九号（中村信一同）
一、菜豆
二、小豆　｝同　七千六百六十五円
三、箱
四、麻袋　｝同　百二十五円
○同第一〇〇号（前原某同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　一万四千五百十三円
三、箱
四、麻袋　｝同　百六十五円
○同第一〇一号（吉田某）
一、菜豆
二、小豆　｝同　九千三百八円
三、箱
四、麻袋　｝同　百五十円
○同第一〇二号（大健某同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　九千七百九円
三、箱
四、麻袋　｝同　百五十円
○同第一〇三号（亀一某同）
一、小豆
二、大豆
三、菜豆　｝同　五千百八十三円
四、箱
五、麻袋
六、紙袋　｝同　八十五円
○同第一〇四号（佐々木某同）
一、小豆　同　五千八百四十円
二、箱
三、麻袋　｝同　百五十円
○同第一〇五号（松田某同）
一、菜豆　同　四千七百四十五円
二、箱
三、麻袋　｝同　七十五円
○同第一〇六号（本田某同）
一、菜豆　同　一千八百二十五円
二、箱
三、紙袋　｝同　五十円
○同第一〇七号（加藤某同）
一、小豆　同　三千百三円
二、箱
三、紙袋　｝同　三十円
○昭和二十五年領第二五一号（渡辺某
一、小豆
二、菜豆　｝同　四千八百八十三円二十銭
○同第二五二号（吉田幸次同）
一、小豆　同　一万五千八十一円五十銭
○同第二五三号（松本某同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　一万五千五十九円五十銭
○同第二五五号（革某同）
一、小豆　同　七千二十三円七十銭
○同第二五六号（大野松太郎同）
一、同　四千九百七円十銭
○同第二五八号（時長勇同）
一、同　一万五千九十九円八十銭
○同第二六三号（山田進同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　四千三百二十一円二十銭
○同第二六四号（和田商会同）
一、同　一千八百三十七円三十銭
○同第二六五号（武田源一同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　三千七百七十八円二十銭
○同第二六六号（丸二商会同）
一、小豆　同　三千七百五円
○同第二六七号（中沢某同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　三千三百七十五円三十銭
○同第二六八号（山本浩二同）
一、小豆　同　三千七十六円
○同第二七〇号（岩本一郎同）
一、同　四千七百七十八円九十銭
○同第二七一号（秋田義信同）
一、菜豆　同　二千二百九十九円七十銭
二、小豆　同　七千四百三十三円九十銭
○同第二七二号（今商店同）
一、同　一万百十三円五十銭
○同第二八一号（高橋三郎同）
一、同　八千九百二十四円
○同第二八二号（中村力三同）
一、同　一万五千六百十九円八十銭
○同第二八三号（小川一男同）
一、同　二千六百九十三円
○同第二八四号（矢内一夫同）
一、同　五千七百四十四円
○同第二八五号（太田市郎同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　一万五千六百十九円九十銭
○同第二八六号（内藤清吉同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　四千五百四十一円
○同第二八七号（原某同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　七千三十八円
○同第二九〇号（田村吉男同）
一、小豆　同　一千四十五円十銭
○同第二九一号（佐々木某同）
一、同　四千八百六十五円
○同第二九七号（中村辰夫同）
一、同　五千三百三十六円九十一銭
二、樽　四
三、麻袋　四
○同第二九八号（松田福三郎同）
一、小豆　換価金　三千四百三十三円
二、箱　三
三、麻袋　三
○同第二九九号（田中某同）
一、小豆　換価金　四千二百七十三円九十八銭
○同第三〇〇号（山田吉男同）
一、同　四千百二十七円五十銭
○同第三〇三号（中山昌一同）
一、同　六千四百七十一円十八銭
○同第三〇九号（吉田正夫同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　六千八百十九円七銭
○同第三一八号（河村栄同）
一、小豆　同　二千六百四十四円三十九銭
○同第三一九号（山本清同）
一、同　五千四百二十七円五十一銭
○同第三二二号（本田某同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　六千六百三十五円九十七銭
○同第三二三号（西本金次同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　六千二百六十九円七十七銭
○同第三二五号（天野某同）
一、小豆
二、菜豆　｝同　六千七百九十円二十一銭
○同第三二六号（浜屋某同）
一、菜豆　同　四千七百二十四円四十一銭
○同第三二七号（吉田某同）
一、菜豆
二、小豆　｝同　五千七百七円
○同第三五四号（不詳物価統制令違反事件）
一、鯨肉　同　三万五千五百八十九円四十六銭
○同第三六五号（小林勇食糧管理法違反事件）
一、粳白米　同　一千四百六十八円十銭
○同第三六六号（田中よし同）
一、粳白米
二、糯白米　｝同　一千九百八十五円
○同第五〇九号（松本一郎こと孫元石同）
一、粳白米
二、糯白米　｝同　一千六百四十一円五十銭
○同第五三五号（鈴木重男同）
一、粳精米　同　一千五百五十七円
○同第七六四号（金本一郎こと金八万同）
一、小豆　同　六百九十四円
二、御用籠　一
三、手提籠　一

昭27.1.26. 第7513号

四、紙袋 一
五、小豆 一斗八升
六、手芒 五升

○昭和二十六年保第二四号（諏訪隆男こと金天根同）
一、小豆 換価金 一万一円
二、箱
三、紙袋 } 同 三十円

○同第七七号（木下キミ子同）
一、粳白米 同 一千六百三十九円

○昭和二十一年領第一一一号（佐々木周松窃盗、住居侵入事件）
一、帽子 一

○同第一二二号（川比田勝次窃盗事件）
一、ズック製リュック袋 一
二、ゴム製雨外套 一
三、ニューム製弁当箱 一
四、木製弁当箱 一
五、木綿風呂敷 一
六、木製タバコ鍋らん 一
七、煙管 一

○同第一八八号（山田定一同）
一、坑内帽子 一

○同第二七四号（川越助一外一詐欺事件）
一、揚蒲鉾 換価金 二百七十九円三十銭

○昭和二十二年領第一七八号（月岡武平食糧管理法違反事件）
一、現金 千四百円

○同第三三一号（小野福松同）
一、精白裸麦 同 二百五十四円九十一銭

○昭和二十三年領第八六号（神田広吉窃盗事件）
一、防寒靴 一

○同第九五号（佐藤栄子物価統制令違反事件）
一、澱粉飴 換価金 六百三十六円五十銭

○同第一〇三号（不明同）
一、助宗鱈
二、ゲンゲ } 同 九十五円五十銭

○同第一〇五号（同）
一、カレー
二、生ダコ
三、メイメイセン } 同 百十五円三十八銭

○同第一一六号（佐藤正一同）
一、大豆
二、澱粉 } 同 六千六百九十二円八十六銭

○同第一二二号（吉田秀三郎外一食糧管理法違反事件）
一、小豆 同 一千六百二十九円十一銭

○同第一七九号（晋孝寿こと昌寿衣料品配給規則物価統制令違反事件）
一、綿住天笠 百二十五ヤール

○同第一九五号（高島大晋食糧管理法違反事件）
一、小豆
二、大豆
三、澱粉 } 同 二千六百十五円十七銭

○同第二一四号（加藤義雄こと氏名不詳同）
一、小豆 同 三百六十一円八十銭

○同第三七〇号（木谷某同）
一、小豆 同 九百三十六円二十六銭

○同第三九六号（不明同）
一、小豆 同 八百四円八十二銭

○同第四一四号（丹野兵一郎同）
一、大豆 同 三百三十五円四十五銭

○同第四一七号（北丑太郎同）
一、澱粉 同 一千四百九十七円十四銭

○同第四二九号（木村忠市同）
一、小豆 同 一千七百五十八円四十二銭

○同第四三〇号（花田某同）
一、菜豆
二、小豆 } 同 一千八百七十五円七十二銭

○昭和二十四年領第一〇三号（近藤チヨ同）
一、粳白米 換価金 七百八十七円五十五銭

○同第一二六号（吉田政一同）
一、丸麦 同 八百三十四円五十七銭
二、押収主要食糧領収書 一

○同第一二八号（牧野庄蔵物価統制令違反事件）
一、なめたかれい
二、めんめん } 同 二千五百三十六円三十二銭

○同第一五六号（市村チヨ食糧管理法違反事件）
一、粳白米 同 一千八百九十四円十一銭

○同第一八四号（田村ふみ物価統制令違反事件）
一、めんめん
二、めぬけ
三、たら
四、かすべ } 同 二千五百三十六円三十二銭

○同第二三〇号（増山商店食糧管理法違反事件）
一、小豆
二、菜豆 } 同 八千六百九十七円五十一銭

○同第二三一号（東邦製作所同）
一、小豆
二、菜豆 } 同 一万一千六百五十六円十六銭

○同第二四三号（栗林金三同）
一、小豆 同 一万二千七百五十円三十二銭

○同第二六〇号（武田一郎同）
一、同 一千九百二十三円十三銭
二、木箱 四
三、袋 四

○同第二八〇号（山本正夫同）
一、粳白米 換価金 一千一百三十四円三十銭

○同第二八八号（木村博同）
一、同 二千七十九円五十九銭

○同第三三七号（浜谷吉次郎同）
一、同 九百七十三円五十九銭

○同第三九四号（金岡商店同）
一、小豆 換価金 一万二千九百二十円九十四銭
二、木箱
三、カマス } 同 三十三円

○同第四〇一号（西山春三同）
一、粳白米 同 一千五百六十六円十銭

○同第一七六号（畠山直一郎物価統制令違反事件）
一、ばばかれい 同 一千百十三円九十銭

○昭和二十五年領第三三号（山本某食糧管理法違反事件）
一、小豆
二、菜豆 } 同 八千五百八円三十銭

○同第三三号（村井正市同）
一、小豆 同 四千三百二十六円十銭

○同第七三号（村田健二外二名同）
一、同 一万九千五十六円三十銭

○同第七四号（山口久太郎同）
一、同 五千三百十九円

○同第一三一号（長田守外一名同）
一、小豆
二、大豆
三、手芒 } 同 一万九千五十三円三十銭

○同第二三二号（三舟三吉）
一、菜豆 同 七千五百七十三円

○同第二三六号（吉田正一同）
一、小豆
二、菜豆 } 同 四千八百三十三円八十銭

○同第二三七号（大村五郎同）
一、菜豆 同 一万五千八百三十五円九十銭

○同第二三八号（上田正義同）
一、小豆 同 二千四百五十三円五十銭

○同第二四〇号（原田二郎同）
一、菜豆 同 三千四百五円七十銭

○同第二四一号（岡本某同）
一、小豆 同 一万百十九円八十銭

○同第二四三号（山本清同）
一、小豆
二、菜豆 } 同 八千二百六十五円十銭

○同第二四四号（坂本武同）
一、小豆 同 四千六百二十五円十銭

○同第二四六号（山本某同）
一、小豆 同 三千四百二十五円四十銭

○同第二四七号（松山政六同）
一、小豆 同 六千三百六十九円五十銭

○同第二四八号（大山三吉同）
一、菜豆 同 一万五千八百五円二十銭

○同第二四九号（多田某同）
一、小豆 同 四千三百七十五円五十銭

○同第二五〇号（田中二郎同）
一、小豆 同 七千二百九十八円四十銭

○工場財団

東京都千代田区丸ノ内二丁目二番地日本漁網船具株式会社から下関市大字関後地村字出来川第二千四百四十六番地の一日本漁網船具株式会社新地工場に属する建物工作物並に機械器具等に対し新に工場財団に属すべきものとして物件追加による変更登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若くは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年一月二十六日
山口地方法務局下関支局

東京都千代田区丸ノ内一丁目二番地日本パルプ工業株式会社より日南市大字戸高千八百五十番地日本パルプ工業株式会社日南工場に属する工場財団に対し土地建物並に機械器具等を追加し新に目録追加の変更登記の申請ありたるにより右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告の掲載の日から三十二日の期間内にその権利を当庁に申し出られたい。

但し、新に工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年一月二十六日
宮崎地方法務局日南支局

裁判所公告（●印は新料金）

○公示催告中訂正

●昭和二十六年(ヘ)第一七号
長野市元善町四百八十二番地
申立人 依田久左衛門
申立人代理人 小川益太郎

当裁判所が昭和二十六年十二月二十日付を以て為したる公示催告中「一株の金額金五千円」とあるは誤りに付、「一株の金額金五十円」と訂正する。

昭和二十七年一月二十三日
川崎簡易裁判所

○公示送達

昭和二十二年(公)第一〇八二号
住居岡山市津島江道
被告人 稲本保

右の者に対する贓物故買、贓物運搬、被告事件につき昭和二十七年三月二十五日午前十時公判を開廷するから当庁第五号法廷に出頭されたい。

召喚に応じないときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條により勾引状を発することがある。

昭和二十七年一月二十二日
岡山地方裁判所刑事第三部
裁判官 永見真人

○除権判決

●昭和二十六年(ヘ)第一号
足利市家富町二二一三、岡田メリヤス工場足利出張事務所
申立人 池森正平

別紙目録表示の約束手形について申立人の申立により公示催告を為した処昭和二十六年十月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出で右約束手形を提出する者がないから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。

昭和二十六年十月二十二日
足利簡易裁判所
裁判官 戸恒庫三

（別紙） 第一目録
一、約束手形 一枚
証書番号 第一二〇九号
額面金額 金二万四千四百円也
振出地 足利市
振出人 足利市通五丁目三二〇五番地、平松與一郎
受取人 池森長三郎
支払期日 昭和二十六年三月九日
支払場所 足利市通六丁目、株式会社足利銀行六丁目支店

最後の所持人 足利市家富町二二一三番地、岡田メリヤス工場事務所 池森正平

第二目録
一、約束手形 一枚
証書番号 第六二八号
額面金額 金四万二千五百円也
振出地 足利市
振出人 足利市昌平町二三六九、丸本商店 白倉清吉
受取人 池森長三郎
支払期日 昭和二十六年四月五日
支払場所 株式会社足利銀行本店
最後の所持人 足利市家富町二二一三番地、岡田メリヤス工場事務所 池森正平

●昭和二十五年(ヘ)第一七号
宮城県本吉郡志津川町字蛇王百九十二の五番地
申立人 佐々木勇治こと 佐々木勇蔵
右代理人 佐藤佳夫

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月十二日
仙台簡易裁判所
裁判官 手戸清蔵

（別紙） 目録
一、株券の種類 東北配電株式会社普通甲株式二十株十株券二枚
株券の記号番号 普通ろ甲第二一五二〇七号、第二一五二〇八号
一、株券の額面 金五百円
一株の払込額 金五十円
発行者 東北配電株式会社
発行年月日 昭和二十四年九月一日
最初の株主 佐々木勇治
最終の株主 佐々木勇治

●昭和二十五年(ヘ)第一八号
宮城県本吉郡志津川町字林五十二番地
申立人 石田善備
右代理人 佐藤佳夫

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月十二日
仙台簡易裁判所
裁判官 手戸清蔵

（別紙） 目録
一、株券の種類 東北配電株式会社普通甲株式二十株十株券二枚
株券の記号番号 普通ろ甲第二一三七六〇号、第二一三七六一号
一、株券の額面 金五百円
一株の払込額 金五十円
発行者 東北配電株式会社
発行年月日 昭和二十四年九月一日
最初の株主 石田善備
最終の株主 石田善備

●昭和二十五年(ヘ)第一九号
宮城県本吉郡志津川町字林八十七番地
申立人 石田源次郎
右代理人 佐藤佳夫

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月十二日
仙台簡易裁判所
裁判官 手戸清蔵

（別紙） 目録
一、株券の種類 東北配電株式会社普通甲株式四十株十株券四枚
株券の記号番号 普通ろ甲自第二一三七五二号至第二一三七五五号
一、株券の額面 金五百円
一株の払込額 金五十円
発行者 東北配電株式会社
発行年月日 昭和二十四年九月一日
最初の株主 石田源次郎
最終の株主 石田源次郎

●昭和二十五年(ヘ)第二〇号
宮城県本吉郡志津川町字蛇王二百四の二番地
申立人 小山養亮
右代理人 佐藤佳夫

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月十二日
仙台簡易裁判所
裁判官 手戸清蔵

（別紙） 目録
一、株券の種類 東北配電株式会社普通甲株式二十株十株券二枚
株券の記号番号 普通ろ甲第二一四〇三三号、第二一四〇三四号
一、株券の額面 金五百円
一株の払込額 金五十円
発行者 東北配電株式会社
発行年月日 昭和二十四年九月一日
最初の株主 小山養亮
最終の株主 小山養亮

●昭和二十五年(ヘ)第二一号
宮城県本吉郡志津川町字細浦三十五の一番地
申立人 佐藤庄太郎
右代理人 佐藤佳夫

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月十二日
仙台簡易裁判所
裁判官 手戸清蔵

（別紙） 目録
一、株券の種類 東北配電株式会社普通甲株式二十株十株券二枚
株券の記号番号 普通ろ甲第二一四七九八号、第二一四七九九号
一、株券の額面 金五百円
一株の払込額 金五十円
発行者 東北配電株式会社
発行年月日 昭和二十四年九月一日
最初の株主 佐藤庄太郎
最終の株主 佐藤庄太郎

●昭和二十五年(ヘ)第二二号
宮城県本吉郡志津川町字蛇王百三十七番地
申立人 及川幸之進
右代理人 佐藤佳夫

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月十二日
仙台簡易裁判所
裁判官 手戸清蔵

（別紙） 目録
一、株券の種類 東北配電株式会社普通甲株式二十株十株券二枚
株券の記号番号 普通ろ甲第二一四一九五号、第二一四一九六号
一、株券の額面 金五百円
一株の払込額 金五十円
発行者 東北配電株式会社
発行年月日 昭和二十四年九月一日
最初の株主 及川幸之進
最終の株主 及川幸之進

●昭和二十五年(ヘ)第二七号
宮城県本吉郡志津川町字蛇王百九十一の二番地
申立人 佐々木長治郎
右代理人 佐藤佳夫

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月十二日
仙台簡易裁判所
裁判官 手戸清蔵

（別紙） 目録
一、株券の種類 東北配電株式会社普通甲株式二十株十株券二枚
株券の記号番号 普通ろ甲第二一五一三九号、第二一五一四〇号
一、株券の額面 金五百円
一株の払込額 金五十円
発行者 東北配電株式会社
発行年月日 昭和二十四年九月一日
最初の株主 佐々木長治郎
最終の株主 佐々木長治郎

○会社整理開始

日本染絨株式会社取締役小沢和一外二名からの申立に係る日本染絨株式会社に対する会社整理開始申立事件につき当裁判所は申立人の申立を理由ありと認め、昭和二十七年一月十六日次の通り決定した。

主文

日本染絨株式会社（本店所在地東京都台東区浅草石浜町三丁目十一番地代表者代表取締役小沢和一）に対し整理の開始を命ずる。

昭和二十七年一月十六日
東京地方裁判所民事第八部

●横浜市鶴見区下野谷町一丁目二十五番地
申立人 白神俊雄
右代理人弁護士 平岡啓道
横浜市鶴見区下野谷町一丁目二十五番地
被申立人 三信金属鋼管株式会社
右代表者代表取締役 翔磨座富老貫智

右当事者間の昭和二十六年(ヒ)第二四号会社整理開始申立事件につき、当裁判所は次の通り決定する。

主文

被申立人三信金属鋼管株式会社に対し整理の開始を命ずる。

理由

本件申立の要旨は「申立人は被申立人会社(以下本会社と略称する)の取締役である。右会社は昭和十四年十二月一日東京都大田区桃谷三七四番地において創立され引抜鋼管、送油管の製造販売を目的としていたが昭和二十年四月十五日戦災により工場建物及び事務所を焼失した。その後昭和二十三年八月二十七日肩書地に本店及び工場を移転し同一目的の業を営み現在資本金二百万円になつている。

本会社は事実上代表取締役翔磨座富老貫智の個人会社ともいうべく同人は本会社と同所同番地にある三和造船鋼管株式会社の代表取締役をも数年来兼ねて来ているのであるが、同人の独裁的無軌道経営に禍せられ両会社とも毎決算期において莫大な損失を重ね来つた結果資本に比し巨額の借金を負担し、金融方面より不信を買い、運転資金も枯渇するに至つた。これがため右三和造船鋼管株式会社に対しては昭和二十六年三月七日御庁に於て整理開始の決定があつたのである。

然るに本会社は右会社と重役及び株主を殆ど同一とする姉妹会社であり資産において交錯し、担保関係において重畳し本会社を切離して右造船会社のみの整理は到底不可能の状態である。

本会社自体に於ても整理開始の要件は十分完備しているのであるが、前記造船会社の整理を円滑に運ぶ意味をも含めて本会社に対しても整理の開始を命ぜられんことを望むのである」と謂うにある。

よつて当裁判所は弁護士舟倉清一を検査役に選任し本会社の業務及び財産の状況並びに整理の見込有無について調査を命じた。同検査役の報告の結果「本会社は現在三百万円近くの債務超過となつており税金その他多額の債務につき支払不能の状況にあること、業務不振に陥つた理由が前記代表取締役の前記両会社の経理を混同した無軌道独裁的経営に禍され、金融方面の極端な不信を買つたことによること。然し本会社の事業は華々しくはないが堅実な地味な事業であり、廃品同様の右鋼管を引延して新品或は新品以上の価値ある商品を作り出すため利潤の割合が大きいこと整理委員に人を得て経理

P. 400

の合理化を計り三和造船との混交を是正し、その結果正規の金利による相当額の運転資金を獲得することに成功したら事業も活潑となり、利潤の見込も無くはない。ことを認めることができる当裁判所は本件申立を理由ありとして認容し商法第百八十一條に則り主文のように決定する。

昭和二十七年一月十九日

横浜地方裁判所第一民事部

裁判官　堀田繁勝

地方公共団体公告

○行旅死亡人

一、本籍、住所、職業、氏名、其他一切不詳男性、推定年令六十歳前後、身長約一米五十糎、骨格及筋肉発育正常栄養程度普通頭髪五分刈、口稍大きく上、下共襲歯(総入歯)

一、着衣、夏の旧陸軍用国防色上衣(金色ボタン付)、紺ラシャズボン、コットンシャツ、フランネルシャツ(何れもうすきもの)、軍白木綿股下、茶の靴下、軍隊用編上靴、五寸幅位の下に毛糸、上に白木綿の腹巻軍隊用皮バンド着用す。

一、携帯金品なし。

右本年十二月十五日利根川岸に於て溺死体となつて発見し引取人なきため本町大字台町納谷光岳寺墓地に仮埋葬した。心当りの者申出下さい。

昭和二十六年十二月二十四日

千葉県東葛飾郡関宿町役場

会社その他の公告

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十六年十一月二十日の臨時株主総会の決議により解散致しました。当会社に対し債権のある方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十七年一月十七日

横浜市中区末吉町四の七二番地

清算人　映画映画株式会社

　　佐伯　隆敏

公告(第三回)

社員総会の決議により当社は昭和二十六年十二月十九日解散致しました。

就而当社に債権を有せらるる向は本公告掲載の日より六十日以内に債権を申出で下さい。若し申出なきときは清算より除斥致します。

右公告する。

昭和二十六年十二月二十九日

横浜市中区日本大通り横浜商工会議所内

有限会社三成商会

清算人　田村　太郎

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年三月三十一日の十時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十日

横浜市中区西竹ノ丸七十八番地

株式会社清水商会

清算人　清水　キン

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月十日の十時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十日

横浜市中区本町四丁目三十八番地

平和建設工業株式会社

清算人　青木　二郎

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十四日

東京千代田印刷株式会社

清算人　平野　俊三

会社合併公告

昭和二十七年一月二十五日開催の山陽バルブ株式会社及び株式会社大川田中事務所の各臨時株式総会において山陽バルブ株式会社は株式会社大川田中事務所を合併してその権利義務を承継し株式会社大川田中事務所は解散する決議を致しました。この合併に異議ある債権者は来る三月三十一日迄に御申し出下さい。

昭和二十七年一月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目二番地　**山陽バルブ株式会社**

東京都千代田区丸の内一丁目二番地　**株式会社大川田中事務所**

組織変更公告

当社は昭和二十六年九月十五日の社員総会で総社員の同意で株式会社に下花組とすることを決議した。この組織変更に異議ある者は本公告の日から二箇月以内に申し出られたい。

昭和二十七年一月五日

広島県安芸郡坂町

有限会社下花工務店

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月二十八日の定時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十一日

東京都豊島区池袋二丁目八〇二番地

帝国軽合金株式会社

清算人　酒井　信喜

清算事務所　横浜市鶴見区矢向町四一七番地

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日の株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年一月二十二日

大阪市東区谷町三丁目四十五番地

三幸衣料産業株式会社

代表清算人　吉田　龍治

株式会社設立公告

商号　**熱田殖産株式会社**

所在地　愛知県名古屋市南区豊郷町五丁目五十番地

目的　貸金業

発行する株式の総数　千六百株

額面株式の一株の金額　五百円

発行済株式の総数　四百株

資本の額　二十万円

登記年月日　昭和二十六年十二月二十日

新株式発行決議公告

昭和二十七年一月十九日開催の当社取締役会に於て新株式の発行に関し左記の通り決議されましたので公告致します。

昭和二十七年一月二十三日

東京都港区芝虎ノ門三番地

磯村産業株式会社

取締役社長　磯村　乙巳

一、**新株式募集要項**

一、発行新株式数

額面株式七万二千株(記名式普通株)

二、新株式の発行価額

一株に付金五十円也

三、新株式一株の金額

金五十円也

四、新株式の割当方法

昭和二十七年二月二十八日午後五時現在の株主に対してその所有株式三株に付新株式二株の割合で割当る。

五、申込及払込期日

昭和二十七年三月一日

六、其他新株発行に必要な事項は総て取締役会に於て決定する。

以上

第三十一回決算公告

(昭和二十六年十月三十一日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
当座預金	三八、七九八、八七三、一九	資本金	四八、三〇〇、〇〇〇、〇〇
棚卸資産	四五、七五〇、七六二、八〇	固定資産再評価積立金	三七、〇五五、九二八、〇〇
固定資産	四三、四〇三、三一八、九六	流動資産再評価積立金	一一、三六五、三五七、九八
	二三、九二四、九四四、三六	諸積立金	二三、七六五、二〇一、四三
		繰越利益剰余金	二七、九四三、九四四、二六
		当期利益金	二三、八九三、七六九、五一
	一六四、三三六、九〇一、五五		一六四、三三六、九〇一、五五

以上

会社合併による株券提出公告

当会社は昭和二十六年十二月十八日開催の株主総会に於て額面一株金二十円の株式二十五株を併合して額面一株金五百円の株式とすることを決議しましたから当会社の株式所有者は本公告掲載の翌日から三月以内に株券を当会社に御提出下さる様お願ひ致します。尚併合に適しない端株は当会社において適当に処分しその代金を処分株数に応じ御交付申し上げます。

昭和二十七年一月二十六日

東京都中央区銀座六丁目三番地

旭コンクリート工業株式会社

第四十九期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表(貸借の部)

現金	四六、四三一、四三一	預り金	四四、四八〇、〇〇一
未収入金	二三、四四四、六六〇、〇〇	未払金	一九、二〇四、八一一、六五
貯蔵品	一六、五〇〇、九六〇、〇〇	前払費用	四、七四一、八〇一、〇〇
前払費用	三七、七二一、九一九	其他の流動資産	八、九三〇、四六、三七九
其他の流動資産	八、九三〇、四六、三七九	鉄道業固定資産	九九、二八五、九六一、九七
鉄道業固定資産	九九、二八五、九六一、九七	其他の固定資産	二三、九四六、三一、五二
其他の固定資産	二三、九四六、三一、五二	建設仮勘定	九五〇、〇〇〇
建設仮勘定	九五〇、〇〇〇	関係会社有価証券	五六、四〇〇、〇〇〇
関係会社有価証券	五六、四〇〇、〇〇〇	出資金	一、九〇〇、〇〇〇
出資金	一、九〇〇、〇〇〇	繰越利益剰余金	二三、八九三、七六九、五一
繰越利益剰余金	二三、八九三、七六九、五一	当期利益金	二、三六一、二一七、八一
当期利益金	二、三六一、二一七、八一		
合計	二三八、九三一、七六九、五一	合計	二三八、九三一、七六九、五一

貸方(負債の部)

北海道拓殖鉄鋼株式会社

第二回貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部			
現金及預金	二九、五五二、四九一、一〇	未払金	一四、六六〇、八七七、二四
掛金	六、一一〇、八七七、二四		

商品及貯蔵品	四、四一〇、九六七、七五	買掛金	八、一九六、四九九、七五
その他流動資産	七七、四〇三、五二一、五五	未払費用	六九、七六一、二三六、〇〇
		前受金	七五六、七三二、〇〇〇
		預り金	二、九九六、八〇〇
		その他流動負債	三五三、〇〇〇
		貸倒引当金	一、〇〇〇、〇〇〇
		法定利益準備金	一、五〇〇、〇〇〇
		別途積立金	一三五、〇〇〇、〇〇〇
		繰越税積立金	一一〇、四三九、三五
		当期純利益	二、七五六、二〇一、四三
合計	一四、三三六、九〇一、五五	合計	一四、三三六、九〇一、五五

北瓦斯副産株式会社

第三期貸借対照表

昭和二十六年十月三十一日現在

資産の部		負債の部	
現金預金	二、五〇六、八五五、八〇	支拂手形割引手形	四、〇一〇、五四三、〇〇
受取手形及未收入金	三、三三〇、八六八、〇〇	短期借入金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
仮拂及立替金	一、一九三、九三五、二五	未拂金	一、六三五、一三三、九四
有価証券	一、一七一、九〇〇、〇〇	仮受金	三四四、一二四、五四〇、〇〇
道志丸及解撤勘定	五、七〇〇、三五六、九三	預り金及引当金	二、五八七、八七〇、八
貯蔵物品	四四八、五二一、二〇	前期繰越金	九三五、八六四、〇〇〇
土地及建物	一、三四七、九三一、〇〇	当期利益金	二、七八七、七一六、五七
什器備品作業設備	三七七、九三一、〇〇		
計	一六、一七七、八七〇、一八	計	一六、一七七、八七〇、一八

第十一期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

借方		貸方	
流動資産	四、〇一〇、五四三、〇〇	負債の部	
固定資産	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	流動負債	一、六三五、一三三、九四
雑勘定	三四四、一二四、五四〇、〇〇	固定負債	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
		資本金	三、三三〇、八六八、〇〇
		資本剰余金	一、一九三、九三五、二五
		利益剰余金	九五五、八六四、〇〇〇
		当期利益金	二、七八七、七一六、五七
計	一六、一七七、八七〇、一八	計	一六、一七七、八七〇、一八

藤田海事工業株式会社

第十一期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

借方		貸方	
流動資産	四、〇一〇、五四三、〇〇	負債の部	
固定資産	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	流動負債	一、六三五、一三三、九四
雑勘定	三四四、一二四、五四〇、〇〇	固定負債	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
		資本金	三、三三〇、八六八、〇〇
		資本剰余金	一、一九三、九三五、二五
		利益剰余金	九五五、八六四、〇〇〇
		当期利益金	二、七八七、七一六、五七
計	一六、一七七、八七〇、一八	計	一六、一七七、八七〇、一八

株式会社帝国地方行政学会

財産売却決定公告(鹿児島県の分)

第三〇五回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(イ)電話加入権一口　六千円　鹿児島市上竜尾町前村繁雄

財産売却決定公告(福岡県の分)

第三〇六回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(イ)建物二棟延一〇三坪二五　二十八万円　直方市東町

(ロ)土地一五坪三八　四万千円　同　金田豊一

(ハ)土地二二坪四五　五万九千円　同　入幡市黒崎町　金光襄成

(ニ)土地二二坪四五　五万九千円　同　守田芳己

(ホ)土地五坪三六、二万二千五百円　同　田代ヨシノ

(ヘ)土地五坪五四　一万五千円　同　西トミ子

(ト)土地五坪七七　一万七千円　同　岩下襄盛

(チ)土地一四坪四五　三万五千円　同　池田一美

(リ)土地九坪九九　二万七千五百円　同　畑中秀男

(ヌ)土地五坪六　一万六千五百円　同　斎藤清一

(ル)土地一坪二五　一万六千円　同　古川登伊蔵

(ヲ)土地六坪七二　一万七千五百円　同　溝口益生

(ワ)土地九坪六九　二万八千円　同　山上登

(カ)土地一坪一一　二万八千円　同　明瀬輝明

(ヨ)、(タ)土地九坪六九　二万八千円　同　山上登

(レ)土地五八坪一一　十四万円　同　後藤ヒデ

(ソ)土地七九坪四六　十八万円　同　太田軍太郎

(ツ)土地三八坪二八　九万八千円　兵庫県神戸市東灘区本山町　阪本政治

(ネ)、(ム)土地一八二坪八六　七十八万円　世田谷区祖師谷　佐藤裕雄

(ナ)土地九二坪四九　二十一万円　千代田区神田錦町　常生定評

(ラ)土地五三坪三五　十三万円　新宿区市ヶ谷左内町　中井恒蔵

(ウ)土地六二坪九二　十八万円　世田谷区三軒茶屋町　戸田晃

(ノ)土地八四坪九三　二十万円　新宿区市ヶ谷左内町　大津二郎

(オ)土地八四坪一五　十九万円　同　大友七儀雄

(ケ)土地八九坪八三　十九万円　同　子安友吉

財産売却決定公告(東京都の分)

第三〇八回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(イ)建物一棟三四坪五　四十三万千二百円　荒川区尾久町　秋元徳次郎

(ロ)金庫その他四種　(ホ)敷物その他一七種

(ヘ)三十五ミリ撮影用映写機一式計九万八千八百円　江東区深川白河町　佐々木四郎

(ニ)補修布六六七ヤール一万三千六四〇円　神奈川県鎌倉市雪の下　高橋健

財産売却決定公告(神奈川県の分)

第三〇九回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(イ)理髪用椅子三個　(ロ)木製寝台その他九九種　(ハ)食器類その他四種　(ニ)寝巻一四〇枚　(ト)事務服その他三種計五万五千九百円　横須賀市内川新田株式会社　久里浜会館

(ヘ)、(チ)製布団及び毛布二種一万百円　東京都北多摩郡神代村　大室真理子

財産売却決定公告(茨城県の分)

第三一〇回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(イ)金庫一個　五千五百円　東茨城郡下中妻村　宮坂勇次

解散団体財産売却理事会

第7513号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　一月二十三日付衆会第六号一六頁

傳統を誇る最高の品質

★ ★ ★

三星金額器

縦書・横書・数字の三種類

諸官庁の金券発行に
証券・小切手・拂込用紙に

製造発売元
株式会社 伊藤喜商店
東京都中央区京橋二丁目七番地
電話 京橋 (56) 1647 番

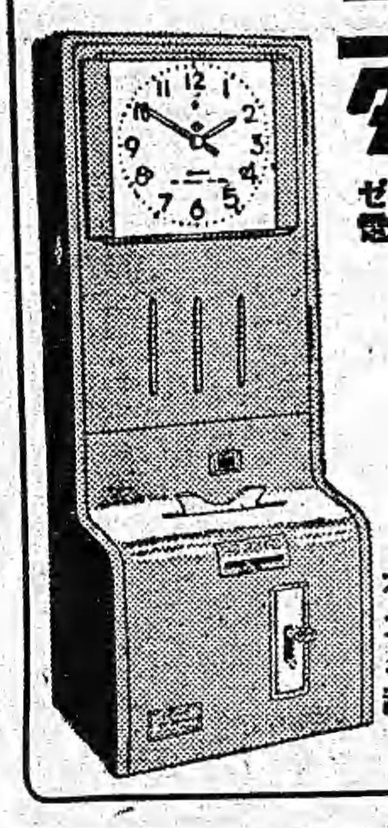

ニデカ
タイムレコーダー
ゼンマイ式・N—2型・N—3型
電気式・ND—2型 (2色)

名古屋の理管事人

ニデカ

本　社東京神田小川町 3 の22 電(25) 3440. 3672
大　阪西区土佐堀通 1の1(大同ビル)電(44)3427
名古屋中区広小路通3の1(東京ビル) 電(23)2997
福　岡今泉町 5 の 153　　電 (2)2289
日本タイムレコーダー株式会社

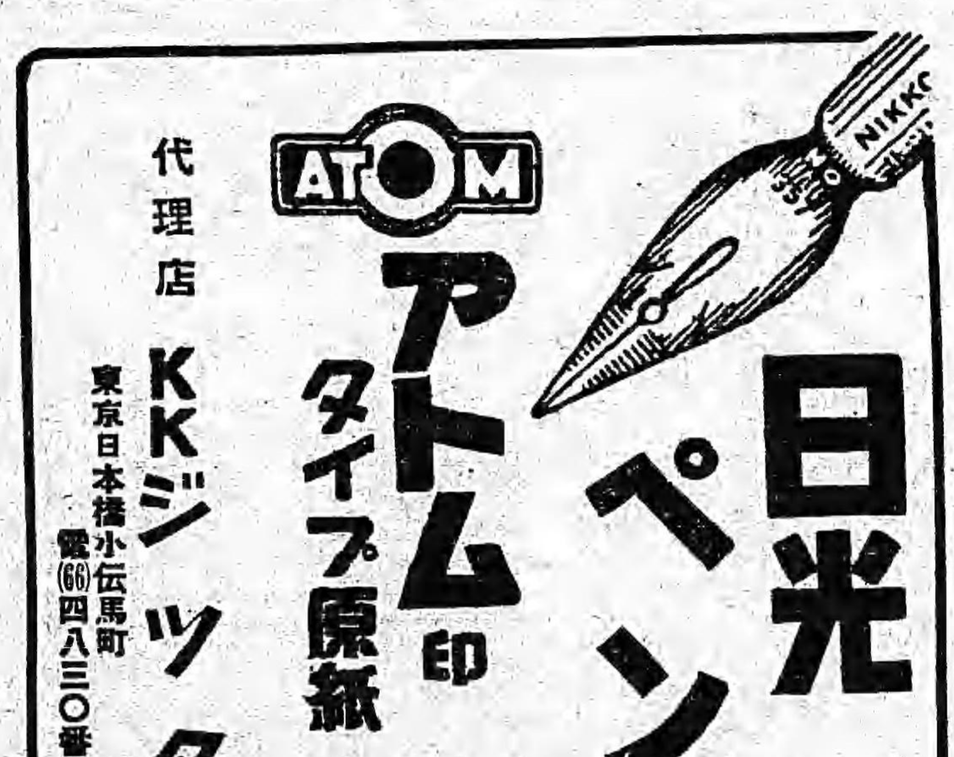

ATOM 印
アトム
タイプ原紙

代理店
KKジッタ
東京日本橋小伝馬町
電(66)四八三〇番

日光ペン

金松堂
獨特の
女神印
謄写版インキ

女神墨汁

謄写版
附属一切
高級事務用品

女神インキ工業株式会社
東京都台東区上野西黒門町11番地(都電黒門町下車)
電話 下谷 (83) 2718・3840番
製造元　金松堂インキ工業株式会社

Nippo

貴下の小切手の権威と安全のために

ニッポーシキ
チェックライター
説明書進呈

改ざん、変造、偽造の防止と事務能率の増進!!
各種証券と重要書類の金額は是非本機で
一和文用と欧文用とあり一　全国有名事務用機店に有
価額(諸掛別) ¥3,800 (品質絶対保証票付)
製造元 (横浜市西区天神町)　日邦器械工業 K. K.

エリオット
萬年筆

ELLIOTT

東京・北区　エリオット万年筆K.K.

定価　一ヶ月　二百十円
公告料　一部　九円　送料実費
但し、会社等降数・減数・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　入ポイント一行　十七字詰　百円
入ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷八村町一五
印刷庁　電話九段(33)三一一五番
振替東京一九〇〇番